

令和4年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和4年9月6日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月6日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 坂本やよい 主 事 川崎由果
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 報第6号 令和3年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について
日程5 報第7号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告

について

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 6 | 承第 7 号 | 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 7 | 議第 30 号 | 吉野町デジタル変革条例を制定することについて |
| 日程 8 | 議第 31 号 | 吉野町課設置条例の一部を改正することについて |
| 日程 9 | 議第 32 号 | 吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 10 | 議第 33 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 11 | 議第 34 号 | 吉野町税条例等の一部を改正することについて |
| 日程 12 | 議第 35 号 | 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について |
| 日程 13 | 議第 36 号 | 令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 14 | 議第 37 号 | 令和 4 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 15 | 認第 1 号 | 令和 3 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 16 | 認第 2 号 | 令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 17 | 認第 3 号 | 令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 18 | 認第 4 号 | 令和 3 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 19 | 認第 5 号 | 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 20 | 認第 6 号 | 令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程 21 | 認第 7 号 | 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程 22 | | 要望等 |
| 日程 23 | | 一般質問 |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、新型コロナ感染症に係る町の対処方針に従い、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり、議場の換気を行い、飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりといたします。

また、発言時においては飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にてマスクを着用し、着席のまま行っていただきますようお願いいたします。

なお、傍聴人の方々にも本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、マスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても同様といたします。

町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

6番 上滝義平議員、8番 中西利彦議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は、本日より16日までの11日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より16日までの11日間に決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、令和4年第3回吉野町議会定例会に招集いたしましたところ、全員ご出席賜り誠にありがとうございます。台風11号の影響もなく、コロナ感染が全国的に多少減少傾向でございますけれども、まだまだ身近なところ、特にこども園、学校等でも感染が拡大しております。町の役場においても、感染の影響で窓口業務等に影響が出ておりますけれども、引き続き、感染対策をしながら業務継続に努めてまいりたいと思います。

今回の定例会で上程させていただく議案でございます。報告案件が2件、専決処分の承認が1件、条例制定・改正が5件、予算補正（案）が3件、決算認定が7件でございます。改めまして、上程させていただきますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

この機会に、お手元に配付させていただいております、行政報告。主なものを報告させていただきます。

まず、7月22日金曜日でございます。

山梨県の小菅村のほうに、村長、地域の方々と意見交換に行かせていただきました。こちらの小菅村は今、地方創生でテレビでもよく出ているところでございます。700人の村が一つのホテルとして地域の人材を活かしながら、まちづくりに取り組んでいるというところでございます。

特に吉野町におきましても、民間でございますが、龍門文庫の跡地の利用、そのことも含めて関係人口の在り方など、今後参考にしながら町内においても取り組んでまいりたいなと思っております。

そして7月26日、こちらは中学生のカヌースプリントの全国大会に出場され、表敬訪問にお越しいただきました。中学校のクラブ活動を通してカヌーに取り組んでいただき、全国大会に出場する貴重な機会もいただいているということで報告を受けました。

関連しますので報告ということで、最後の8月31日、「リポビタンカップ第50回日本選手権記念大会 準優勝」こちらは全国大会でございますけれども、五條シニアのチームメンバーの吉中の生徒2名が出場されたということで表敬訪問もいただきました。こうやって若い世代の人たちが全国大会に出て頑張る

姿というのも、人数的には少なくなっておりますけれども、しっかりとサポートしていきたいと思っております。

そして、また戻りますけれども、8月4日「森林セラピー基地全国ネットワーク会議 2022 年度総会」でございます。こちらのほうも、平成 30 年度から二期にわたり 4 年間、前 北岡町長から会長を引き受けまして、ほぼコロナの影響で活動は出来ませんでしたけれども、現在 46 団体ございますけれども、次の会長を奥多摩の師岡町長にバトンを渡させていただきました。こちらのほうもコロナ禍の中、森林を活用した様々な取り組みをつなげていくためにも、改めてこの森林セラピーネットワーク会議との連携も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

8月19日でございます。「全国南朝の歴史資産等所在市町村活性化協議会」こちらはWEB会議で協議会をさせていただきました。こちらのほうも、平成 30 年度から今年で 6 年目を迎えるわけですがけれども、会長をずっとさせていただきました。ただ、一つの吉野町が南朝ゆかりの地ということで、現在 13 自治体と協議を進めておるところでございますけれども、九州のほうがこの南朝に対する活性化に力が入っております、特に平成 26 年に友好交流都市協定を八女市と結ばしていただいています。そこの三田村市長に次期会長をしていただくということで、引き続き、連携を図りながら、歴史資産の活性化を図ってまいりたいと思っております。

そして、8月22日「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会 第2回総会」がありました。こちらのほうは、令和 13 年度の開催に向けてスケジュール的などの説明いただきました。吉野町にとりましても、どの競技で参画するか協議会と相談しながら進めてまいりたいと思います。

そして、8月24日でございます。「奈良県議会地域公共交通対策等特別委員会視察研修」ということで、吉野町は昨年度、コミュニティバス、デマンドの実証実験をさせていただきました。そして、今年度 4 月からデマンドバスの運営をさせていただくと、そういったことで県議会も現状や課題等、視察にお越しいただきました。特に、財政面であったり広域化、そういった部分でなかなか小さな自治体だけでやっていく課題もありますので、その辺も県議会の視察

の中でお話をさせていただき、より広く公共交通という概念を政策として進めるのに良い機会であったと思っております。以上が行政報告でございます。

改めまして、今回の9月定例会決算認定、これは令和3年度の事業でございますけれども、令和5年度へつながる決算でございますので、しっかりと慎重審議を賜りたいと思います。また条例制定、デジタル変革条例、こちらのほうは、国が進めているデジタル化、特にデジタル田園都市国家構想に基づき、吉野町においてもデジタル時代の働き方宣言を5月に職員の中で方針を示させていただきました。町全体としても、この機運醸成と理念を共有していくために、この変革条例を上程させていただきたいと思います。町民の皆様の幸せのためのデジタル化を目指していきたいと考えております。

そして、委員会になるかと思っておりますけれども、庁舎の方針を示す非常に重要な案件もございます。いろんな角度、視点から方針を示させていただきたいと思っておりますので、議員の皆さま方には、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報第6号「令和3年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西 政策
戦略課長

失礼いたします。報第6号「令和3年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告」につきまして、お手元に配付をさせていただいております、令和4年第3回吉野町議会定例会議案等説明資料によりご報告申し上げます。

議案説明資料の2ページをお願い申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、決算に基づく財政の健全化の比率と公営企業会計の資金不足率につきまして議会へご報告申し上げます。

まず、健全化に関する比率につきましては、2段目にございます令和3年度の指数をご覧願います。

まず、左の項目から「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」でございしますが、こちらにつきましては、赤字ではないため数値がなく、横線ダッシュ表示とさせていただきます。

続きまして、1項目右に移り「実質公債比率」でございしますが、令和3年度の数値は7.8%となり、前年に比べまして0.3ポイントの減少、いわゆる改善となっております。

次に、1項目右に移り「将来負担比率」につきましては80.3%となり、前年に比べまして13.3ポイントの減少、いわゆる改善となっております。

1段下の早期健全化判断基準における「実質公債比率」につきましては25%以上、1項目右の「将来負担比率」につきましては350%以上を超える場合は、この基準に該当するわけではございますが、8月3日に実施いただきました、決算審査における令和3年度決算に基づく財政健全化審査におきまして、両項目ともその数値を下回り、おおむね適正であるとのご意見を賜ったことをご報告申し上げます。

続きまして、「公営企業会計の資金不足率について」でございします。資金不足につきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに資金不足がなかったため、こちらも数値がないということで、横線ダッシュの表示とさせていただきます。

以上、令和3年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等のご報告とさせていただきます。

ただきます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程5 報第7号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上林
教育次長

それでは私のほうから、報第7号についてご説明をさせていただきます。

提出議案説明資料3ページのほうをご覧いただきたいと思います。

報第7号 専決処分の報告についての根拠法令でございますが、地方自治法第180条第1項専決処分及び同条第2項の議会報告となっております。

専決処分の概要でございます。

吉野さくら学園正門レール段差による物損事故に係る損害賠償額を定め和解することについてでございます。

和解した内容でございます。相手方は記載のとおりでございます。

事故発生場所は、吉野町大字河原屋200番地 吉野さくら学園正門付近でございます。

事故の概要でございます。

令和4年6月11日 土曜日 午前8時28分ごろです。

その日は、吉野郡の中学校の体育大会の水泳の部が開催されておりました。この大会に出場する生徒を送って、相手方の車両が町道から正門に進入する際に、道路面と正門レールの段差が大きいことにより、車両の底の部分をすり、

損傷したというものでございます。そのとき進入する際に、玄関側からもう一台が下から入ってきておりましたので、左っぱいの体育館側を通ったところ段差が大きかったので、損傷したということでございます。

賠償額、その他和解条件でございますが、過失割合 町 100、相手方 0 でございます。

これにつきましては、町が加入いたします、総合買収補償保険制度の会社とも協議し、相手方の通行が、小中一貫で設置しました防犯カメラ等により通行の状況も確認出来ましたので、相手のスピードの出し過ぎ等がなかったということもあり、町の看板の設置等も出来ておりませんでしたし、段差が大きかったということで町が 100、相手方 0 となっております。

損害賠償額が 58 万円でございます。

内訳については、車両の修理ということで、マフラー及びプロペラシャフトのほうを修理しております。

その他につきまして、今後吉野町及び相手方、双方本事件に関しては異議を申し立てないことを確認しております。

また、現場の処理でございますが、その後すぐ段差注意等の看板は設置しております。また和解後、段差の補修工事ということで、アスファルト補修による補修の修理も既に行っておるところでございます。以上報告です。よろしくお願いいたします。

野木議長 質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 6 承第 7 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

（事務局朗読）

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教育次長

それでは、私のほうから承第7号についてご説明させていただきます。

議案等説明資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

承第7号「令和4年度吉野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて」根拠法令は、地方自治法第179条第1項及び同条第3項でございます。

専決処分の概要でございます。

令和4年度吉野町一般会計補正予算（第5号）でございます。専決処分の年月日は、令和4年8月8日でございます。

補正予算の概要でございます。

補正前の額54億8,981万2,000円に、補正額89万3,000円の増額補正でございます。補正後の歳入歳出予算額は54億9,070万5,000円となっております。

歳入の補正でございます。

繰り越し分としていたしまして89万3,000円でございます。緊急のために一般財源を充てておりますが、今後新型コロナ交付金等の財源についても検討していきたいと考えております。

歳出の補正額でございます。

3款「民生費」89万3,000円、「学童保育事業」89万3,000円でございます。学童施設の抗菌施工処理でございます。これにつきましては、7月20日ぐらい下旬以降でございますが、全国的に新型コロナの第7波のピークが始まりました。小中学校におきましては、ちょうど夏休みに入り学校内での感染はなかったのですが、学童につきましては一日の利用が40名程度もあり、また朝7時半から夜19時までの運営となっております。当然、学童内では体温、体調の管理、手洗い、消毒、マスクの着用と換気は行っておりますが、やはり昼食、おやつ等マスクを外す機会もあり、また遊び等において学校より、より距離が近くなることもありまして、子供たちの安全と保護者の安心のために、今回、よし

の・わかばこども園で5月に施行しました、令和4年度第1回の町議会の臨時会、4月22日で承認いただいております方法と同じ光触媒により抗菌加工をしております。日にちは、8月13日のお盆休み一日を利用して、学童の施設内の床、壁及び備品、机、椅子、おもちゃ、全てのものに抗菌施行を行っておるところでございます。5月に施行いたしました、こども園の施行につきましても、その後の検査でも良好な検査結果が出ておりますので、今回この施行により子供の安全、保護者の安心、学童の指導員の負担の軽減が図れるかと思えます。ご承認賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程7 議第30号「吉野町デジタル変革条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中

失礼いたします。

総務課長

それでは、議第 30 号「吉野町デジタル変革条例を制定することについて」議案説明資料の 5 ページのほうをご参照いただきたいと思います。

制定の趣旨につきましては、事務局のほうから朗読されたとおり、提案理由にありますとおり、吉野町においてデジタル化の推進を行い、新たな変革の波を起こすことによって、吉野町の個性を生かしながら吉野町を活性化し持続可能な地域社会を築くため、この条例を制定するものでございます。

目的につきましては、吉野町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定めて、町の責務並びに町民の役割を明らかにするとともにその基本原則を定め、吉野町活性化し持続可能な地域社会への変革を行うことを目的としております。

根拠法令等につきましては、デジタル社会形成基本法でございます。

制定する条例の概要でございます。

対象としては、町民、町関係人口となっております。

また、意図とその条例の概要の中で、第 4 条で「町の責務」第 5 条で「町民の役割」ということで、第 4 条「町の責務」としましては、デジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進していく。「町民の役割」として第 5 条で、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働連携して持続可能な社会の構築に努めると定めております。

また、第 6 条で基本原則を定めており、町は次に掲げる事項を基本原則として、デジタル技術を活用した持続可能な社会、地域社会への変革を進めるということ、町民の利便性の向上ということ、そして、行政の業務の効率化ということ、そしてデジタル化に関する関係人口の創出ということ、第 6 条で定めておるところであります。

また、施行期日につきましては公布の日からということ、今回資料として逐条解説書のほうを添付しております。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 31 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中
総 務 課 長

失礼いたします。

議第 31 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」の説明をさせていただきます。

議案説明資料の 6 ページをご参照いただきたいと思います。

改正の趣旨につきましては、総務課所管の秘書・渉外の事務を政策戦略課に移管するためでございます。施策の総合調整であつたり企画推進を迅速に進めるために、今回の秘書・渉外業務の事務を移管するということでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法第 158 条第 1 項の内部組織ということになっております。

改正する条例の概要としましては、吉野町課設置条例の中を改正する条例で、改正前と改正後の比較をしております。元々総務課にあつたものを政策戦略課に移すということの規定を設けたものでございます。

施行期日につきましては、令和 4 年 10 月 1 日からということになっております。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 32 号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中
総務課長

それでは、議第 32 号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。

説明資料の 7 ページのほうをご参照いただきたいと思います。

改正の趣旨につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正され、物価の変動等を鑑み、国政選挙における選挙運動の後援に要する限度額が引上げられたことから、それに準じ、吉野町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改めるための関係規定の改正を行うものでございます。

目的につきましては、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を国政選挙における限度額に準じた額に改正するということになっております。

根拠法令につきましては、公職選挙法施行令でございます。

改正する条例になりますが、吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

改正内容につきましては、選挙運動用自動車の借入に係る公費負担額の改正、そして、選挙運動用自動車の燃料使用に係る公費負担額の改正、選挙運動用のビラの作成に係る公費負担額の改正、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の改正ということで、一日あたりの上限額を記載のとおり改正するものがございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行ということで上程をしておりますのでご審議よろしくお願いいたします。以上です。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 33 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻

中

それでは、議第 33 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すること

総務課長 について」ご説明させていただきます。

説明資料の 8 ページをよろしくお願いたします。

改正の趣旨でございますが、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するために講じられる措置」の内容に準じ、本町職員も同様の措置を受けることができるよう、関係規定の改正を行うものでございます。

目的につきましては、国家公務員に対し講じられる、妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援の措置について、国家公務員との権衡を保ち、本町職員に対し同様の措置を講じるためでございます。

根拠法令等につきましては、地方公務員法第 24 条 4 項、国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡保持ということでございます。

今回改正する条例につきましては、職員の育児休業等に関する条例でございます。

改正概要につきましては、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和、そして非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業取得の柔軟化、そして育児休業の取得回数制限の緩和等に係る規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和 4 年 10 月 1 日となっております。以上でございます。

野木議長 質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 34 号「吉野町税条例等の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸 毛 町 民
税 務 課 長

それでは、議第 34 号「吉野町税条例等の一部を改正することについて」議案説明資料 9 ページに基づき、ご説明をさせていただきます。

先ほど事務局からもありましたように、改正の趣旨といたしまして民法等をそこに記載しておりますが、関係法令が改正することに伴い吉野町の税条例の一部を改正するものでございます。

二番目、改正する条例の概要についてご説明を申し上げます。

改正する条例につきましては、吉野町税条例並びに吉野町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正概要について簡単にご説明をさせていただきます。

①、②、③と書いてありますが、個人住民税関係といたしまして、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を給与所得者の扶養控除申告書、または公的年金受給者の扶養親族等申告書に記載するように改正。

これにつきましては、退職所得を有する配偶者等が所得税と住民税で適用が異なりますので、これを住民税に必ず適用できるように申告書の記載内容を改正するものでございます。

二つ目、住宅借入金等特別控除の適用を令和 20 年度分までに延長するように改正。

令和 4 年から令和 7 年の入居についてもこの控除を適用するということで、控除期間が延びるということで令和 20 年度まで控除期間を延長する改正でございます。

② 上場株式等に係る配当所得等の課税方式を所得税と一致させるように改正。

これにつきましては、上場株式、配当所得等、確定申告をされた場合に、住民税とを選択するようなことが出来たわけですが、今後につきましては、所得税で選択したものを、そのまま住民税にも適用するという改正で課税方式を一致させるというものでございます。

③番 地方税法第382条の4の規定により証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを閲覧または交付しなければならないように改正。

これにつきましては、登記事項証明書、固定資産台帳につきましては閲覧において、全て氏名等を現在記載しておりますが、DV等の被害に遭われている方につきましては、その旨を削除するという申し出があれば記載しないと民法並びに不動産法が改正されました。これに伴いまして、固定資産税についてもその記載をした証明書に変えるということに伴います。

なお、条例改正の内容につきましては、それも同等の証明書として手数料を同じく位置づけるという改正でございます。

なお、施行期日につきましては、①番が令和5年1月1日、②番が令和6年1月1日、③番が令和6年4月1日でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 35 号「令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号につ

いて」

日程 13 議第 36 号「令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算(案) 第 1 号について」

日程 14 議第 37 号「令和 4 年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案) 第 1 号について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

ただいま上程いただきました、議第 35 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算(案) 第 6 号」につきましてご説明申し上げます。

議案説明資料 10 ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

まず上段、補正予算の概要でございますが、第 1 条 歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ 4 億 4,707 万 8,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を 59 億 3,778 万 3,000 円と定めるものでございます。

次に、第 2 条におきましては、債務負担行為の補正でございます。

「世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金支援業務委託料」につきまして、令和 5 年度の限度額を 1,320 万円と定めるものでございます。

次に、第 3 条は地方債でございます。

地方債につきましては、最上段の地域公共交通対策の目的につきましては 3,960 万円を減額し、補正後の限度額を 1,540 万円。空き家対策の目的につきましては 100 万円を増額し、補正後の限度額を 590 万円に、南和広域医療施設整備の目的につきましては 570 万円を増額し、補正後の限度額を 2,240 万円。臨時財政対策債につきましては 834 万 5,000 円を減額し、補正後の限度額を 3,265 万 5,000 円に、それぞれ地方債の限度額を改めるものでございます。

次に、歳入歳出の補正の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正、歳出の補正ともに項目の右の括弧内に赤色で新型コロナウイルス感染症対策関連とお示しさせていただいております。また、青色でデジタル化推進関連等をお示しさせていただいております。

本補正予算の歳入歳出におきます、この説明資料の摘要欄に赤色が新型コロナウイルス対策関連、青色がデジタル化推進関連であることを示させていただいております。

それではまず、歳入でございますが、10款「地方特例交付金」でございますが、減収補填特例交付金の4万7,000円の減額、11款「地方交付税、普通交付税」でございますが、7,290万9,000円の増額。15款「国庫支出金」でございますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金2,206万7,000円。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策関連の歳入予算といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,765万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金942万1,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金7,247万2,000円で、国庫支出金1億2,161万3,000円の増額でございます。16款「県支出金」でございますが、移住支援事業補助金75万円の増額、19款「繰入金」でございますが、世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金1,875万5,000円、町営住宅改良基金繰入金330万円、繰入金合計2,205万5,000円の増額でございます。20款「繰越金」でございますが、2億7,104万3,000円の増額でございます。22款「町債」でございますが、過疎対策事業債3,290万円の減額。臨時財政対策債834万5,000円の減額。町債合計4,124万5,000円の減額でございます。歳入合計4億4,707万8,000円の増額でございます。

次に、11ページをご覧くださいませようお願い申し上げます。

歳出でございますが、まず、青色のデジタル化推進関連以外の予算についてご説明申し上げます。

2款「総務費」につきましては、財政調整基金積立金1億円、その他特定目的基金積立金2億円。内訳といたしまして、減債基金1億円、庁舎整備基金1億円で、基金積立金合計3億円でございます。

続いて、地域政策総務事業でございますが、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン感染症対応地方創生交付金の実施確定に伴う返還金として196万4,000円。1事業を飛ばしまして、移住定住促進事業といたしまして200万円。内訳といたしまして、空き家改修事業補助金100万円。移住支援事業補助金

100 万円でございます。

次に、3 款「民生費」子育て世帯臨時特別給付金補助金返還金といたしまして、155 万円。2 事業飛ばしまして、次に 4 款「衛生費」でございますが、5 回目のワクチンの接種費用及び令和 3 年度ワクチン接種補助金の精算に伴う返還金を合わせまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、1 億 1,380 万 9,000 円。

続いて、南奈良総合医療センターの施設等整備事業負担金といたしまして、南和広域医療企業団支援事業 570 万円。

次に、6 款「観光商工費」でございますが、増減はございませんが、吉野ふるさとづくり基金事業におきまして、ふるさと納税支援業務の委託料 80 万円の増額と、電算システム使用料 80 万円の減額でございます。

続いて、7 款「土木費」は、河原町営住宅施設利用計画委託業務といたしまして、町営住宅管理事業として 330 万円の増額でございます。

続いて青色、デジタル化関連の歳出予算についてご説明申し上げます。

デジタル化関連予算に関しましては、先ほどご説明申し上げました、本定例会に提出の議第 30 号「吉野町デジタル変革条例を制定することについて」でご説明申し上げました、本町のデジタル化の基本原則の事項として掲げております、住民の利便性の向上及び行政の業務効率化を念頭に本補正予算におきましても、本町において誰一人残さないデジタル化社会の全庁的に推進し、町民の方々の利便性の向上、行政の効率化に資する事業費としておる政策予算でございます。

まず、総務費のデジタル化推進事業費につきましては、行政手続及び庁内のデジタル化に関する費用といたしまして、職員のテレワーク導入事業費、役場内ネットワークの無線化。続いて、町民の方々が、いつでもどこでも役場職員と対面で接することなく、行政手続が行えるようオンラインによる事業手続の関係環境を整えるための調査費といたしまして、合計 798 万 1,000 円。

次に、「民生費」介護保険特別会計繰出金 585 万 8,000 円。後期高齢者医療特別会計繰出金 399 万 7,000 円。「土木費」デジタル化推進事業 91 万 9,000 円につきましては、町民の方々がいつでもどこでも対面、接触することなく各

種支払いができるようスマートフォン決済やコンビニエンスストアに対応するための予算でございます。7款「土木費」のデジタル化推進事業 91万9,000円につきましては、住宅使用料等の電算システム改修委託料でございます。3款「民生費」の介護保険料特別会計繰出金 585万8,000円につきましては、介護保険料の電算システム改修費用として介護保険特別会計繰出金。後期高齢者医療特別会計繰出金 399万7,000円につきましては、後期高齢者特別医療の電算システム改修分といたしまして、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。後ほど、各担当課長よりご説明申し上げますが、次ページ12、13ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

まず、12ページでお示しいたしております、議第36号「令和4年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号」では、歳入に青色でお示しさせていただいております、繰入金 399万7,000円が一般会計予算への繰入金。歳出の摘要欄に青色でお示しさせていただいております、デジタル化推進事業が、後期高齢者医療保険の電算システム改修委託料として399万7,000円の事業費でございます。同様に13ページにお示しさせていただいております、議第37号「令和4年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第1号」では、歳入青色でお示しさせていただいております、繰入金 585万8,000円が一般会計よりの繰入金、歳出6款におきまして青色でお示させていただいております、繰入金の摘要欄 デジタル化推進事業がシステム改修の委託料といたしまして585万8,000円の事業費でございます。

ページを戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。11ページ最下段にお示しさせていただきますが、ただいまご説明申し上げました、一般会計の歳出予算の合計でございます、歳出合計 4億4,707万8,000円の増額でございます。

なお、歳出の青色でお示しさせていただいております、デジタル化推進関連の4事業の事業費合計は1,875万5,000円でございます。10ページの歳入、19款「繰入金」の青色でお示しさせていただいております通り財源は「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金」いわゆる、ふるさと納税において「町長おまかせコース」でお預かりいたしました寄附金 1,875万5,000円を事業財源とさせて

いただいております。以上、令和4年度一般会計補正予算（案）第6号のご説明とさせていただきます。

野木議長 戸毛町民税務課長。

戸毛町民税務課長 それでは引き続きまして、議第36号「令和4年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について」ご説明をいたします。

補正予算の概要といたしまして、歳入歳出の補正前の額1億7,600万円。補正額399万7,000円。補正後の歳入歳出予算額1億7,999万7,000円とするものでございます。

先ほど歳入の補正といたしまして、一般会計の繰入金399万7,000円。先ほど一般会計補正予算でもご説明がありました、デジタル化を進めるための財源を一般会計から繰り入れてもらうものでございます。

3番 歳出の補正399万7,000円。デジタル化推進事業システム改修等委託料といたしまして計上しております。これにつきましては、後期高齢者の保険料の納付書について、コンビニ収納やスマホ決済をできるように改修するためのシステム改修費でございます。以上でございます。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長 議題37号「令和4年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について」でございます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出の補正第1条、補正前の額12億7,690万円。補正額4,120万2,000円。補正後の歳入歳出予算額13億1,810万2,000円となっております。

歳入の補正でございますが、先ほども話がありましたように繰入金といたしまして、585万8,000円。これは一般会計からの繰り入れでデジタル化推進事業分でございます。

第7款「繰越金」3,534万4,000円。こちらにつきましては、前年度繰越金

でございます。歳入補正額を受け、4,120万2,000円でございます。

歳出の補正でございますが、1款「総務費」585万8,000円、デジタル化推進事業システム改修委託料でございます。こちらにつきましても、スマホ決済、コンビニ収納という形でのシステム改修費でございます。基金積立金1,240万6,000円。こちらにつきましても、財政調整基金積立金の増でございます。諸支出金2,293万8,000円。こちらにつきましても、令和3年度国庫県費補助金の確定による返還金でございます。歳出補正額合計4,120万2,000円でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

野木議長 上程いたしました各会計補正予算（案）について、質疑を求めます。
上滝議員。

上滝議員 それぞれ担当課のほうから、令和4年度後期高齢者医療特別会計並びに令和4年度吉野町介護保険特別会計の説明があつて、よくわかったわけでございますけれども、これそれぞれ年度別ではなしに、令和3年度の決算は予算決算特別委員会でまた論議をするわけですが、その3年度の繰越しする基金言うんですか。後期高齢者の現在の基金の総額、あるいは吉野町介護保険特別会計での繰り越しを補填しとる場合もあんなにけれども、今現在の基金はどのくらいあるのかわかったら説明をお願いしたいと思います、以上。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長 まず、介護保険の令和3年度末基金残高でございますが、1億7,318万9,000円となっております。

上滝議員 1億7,000……

吉村長寿福祉課長 318万9,000円となっております。

上 滝 議 員	はいはい。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	今回この基金積立金 1,140 万 6,000 円をさらに積むという形になりますので、また令和 4 年度については、その分が加算されるという形になります。
上 滝 議 員	わかりました。介護保険は……。
野 木 議 長	戸毛町民税務課長。
戸 毛 町 民 税 務 課 長	後期高齢者保険の医療特別会計につきましては、基金の積立ではございませ ん。
上 滝 議 員	介護保険ないの。今、後期高齢者聞いたやろ。
戸 毛 町 民 税 務 課 長	いや、吉村課長が介護保険です。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	言いました。
上 滝 議 員	ああ、介護保険やったんか。ごめん、反対やな。 後期高齢者は何もないということ。
戸 毛 町 民 税 務 課 長	はい。県のほうと一体化でやっておりますので、基金の積立はしております ん。
野 木 議 長	よろしいですか。 上滝議員。

上 滝 議 員	<p>いや、何でこんなこと聞くかいうたらね、介護保険料は40歳以上負担をせなあかんと。あるいは、後期高齢者は75歳以上の負担やと。後期高齢者も基金なかったらどうせ保険料も高くなってくるんだらうという推察を勝手にしとんねんけども、そんなことないように努力をしてもらいたいということが一点。</p> <p>それから、介護保険特別会計が1億7,000万もあんねやったら、要は上昇しなくても繰越金で賄えるような努力をしてはどうかというような話をしたかったんです。</p> <p>要するに、介護保険の先々のことはわからんと思うけれども、とりわけ令和4年、令和5年度のこの2か年で上昇するのকাশないのか。下がるのか上がるのか。あるいは、今のままで現在も進捗しておる状況であるのかないのか。簡単に説明願いたい。</p>
野 木 議 長	吉村課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	<p>ご質問ありがとうございます。介護保険の保険料に結びつく話だと思います。</p> <p>現在、介護保険は第8期計画で、基本料保険料が6,100円となっております。これは7期、8期として維持してございますが、今度第9期は、令和6年度から第9期になります。その積算なのですが、今現在財政調整基金のほうで1億7,300万を積んでございます。そこで、サービス介護保険の給付なのですが、高齢者人口は、やはり高齢化してますけども、全体的な単位は減っていく見込みではございますが、団塊の世代の方が75歳に到達する年では、第9期に突入してくるようなことになりますので、サービス給付費については微増になると想定をしておりますので、この基金を活用しながら保険料を調整したいと考えております。以上でございます。</p>
上 滝 議 員	はい、よくわかりました。ありがとう。
野 木 議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p>

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第 35 号から議第 37 号については、予算決算特別委員会に付託いたすことにいたします。

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく一時間が経過しようとしています。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

自席にて待機願います。

再開は 11 時 20 分といたします。

(午前 11 時 11 分 休憩)

(午前 11 時 20 分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 15 認第 1 号「令和 3 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程 16 認第 2 号「令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 17 認第 3 号「令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 18 認第 4 号「令和 3 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について」

日程 19 認第 5 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 20 認第 6 号「令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 21 認第 7 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計決算の認定について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中
総 務 課 長

それでは、認第 1 号「令和 3 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」令和 3 年度歳入歳出決算説明書、決算書に基づき、ご説明をさせていただきます。

それでは、歳入歳出決算説明書の 1 ページに全体の総括を示しておりますので、認第 1 号一般会計につきまして、総括についてご説明をさせていただきます。

中段のほうに 2 番として、令和 3 年度一般会計・特別会計実質収支一覧表という形で計算記載をさせていただいております。

一般会計につきましては、歳入決算額が 70 億 4,746 万 2,797 円、歳出決算額につきましては 64 億 5,218 万 3,661 円、形式収支といたしまして 5 億 9,527 万 9,136 円、翌年度に繰越すべき財源といたしまして 829 万 7,000 円、実質収支につきましては 5 億 8,698 万 2,136 円となっております。

一般会計の歳入歳出の増減について簡単にご説明いたしますので、ページをおめくりいただきたいと思います。2 ページをよろしく願います。

先ほど説明いたしましたように、一般会計の歳入総額が 70 億 4,746 万 3,000 円で、前年度に対しまして 3 億 530 万 1,000 円の減でございます。

主な増減額の要因といたしましては、地方交付税は増額となっているものの前年度に比べ国庫支出金、コロナ等の関係による定額給付金関係が減額になっているものでございます。

なお、款ごとの歳入詳細につきましては、3 ページから 11 ページにかけて掲

載をしておりますのでご確認ください。12 ページにお進みいただきたいと思っております。12 ページに一般会計の歳出概要として掲載をさせていただいております。

令和3年度の一般会計の歳出総額が64億5,218万4,000円でございます。対前年度に対しまして5億5,282万9,000円の減額となっております。大きくは総務費関係で、款で言いますと、2款の「総務費」から6款の「観光商工費」におきまして減額となっております。なお、款別の詳細は13ページから17ページに記載させていただいたとおりでございます。

続いて、26ページに進んでいただけたらと思います。繰出金等の状況について説明をいたします。まず、4番 繰出金の状況・概要を説明いたします。

一般会計から特別会計への繰出金の前年度比較を含めてですが、一般会計から記載しております、特別会計の繰出金の合計が6億7,153万5,000円となっております。対前年度6,048万5,000円の増となっております。

5番 町債でございます。町債の状況についてご説明申し上げます。

町債の発行状況について合計額のみでご説明となりますが、令和3年度の発行額が9億1,600万円、令和3年度の償還額が8億8,058万6,000円、令和3年度末の現在高といたしまして101億8,222万1,000円となっております。

ページを進みまして、基金の状況についてご報告をいたします。

まず一般会計、令和3年度に基金として積立てた合計が3億812万1,840円。令和3年度に取り崩ししました額が1億6,718万6,056円。令和3年度末の基金の一般会計の残高総額が11億4,896万8,016円でございます。その下に取り崩しした基金の充当先を掲載しております。

介護保険特別会計は「財政調整基金」として、令和3年度に1,062万7,646円を積立てさせていただきまして、令和3年度の現在高が1億7,318万9,741円。農業集落排水特別事業会計につきましては、令和3年度に39万8,000円を積立てて、令和3年度の末の残高が1,990万7,872円でございます。

もう1ページめくっていただきまして、7番 繰越の状況を説明させていただきます。

繰越の状況としまして、一般会計 繰越明許につきましては、2款の「総務

費」から8款の「消防費」まで合計3億3,566万4,000円を繰越しさせていた
だいております。また、一般会計 事故繰越につきましては、2款「総務費」
で2,200万円を繰越しさせていただいております。

なお29ページにつきましては、財政の状況の資料を掲載させていただいてお
ります。認第1号の説明は以上となります。

野木議長 戸毛町民税務課長。

戸毛町民 続きます、町民税務課のほうから認第2号、第3号 国民健康保険、後期
税務課長 高齢者の特別会計についてのご説明をさせていただきます。

まず、認第2号「国民健康保険特別会計について」ご説明をいたします。先
ほど一般会計の説明でもありましたように、決算資料1ページをご覧いただき
たいと思います。2番の令和3年度一般会計・特別会計実質収支一覧表のとこ
ろに、国民健康保険を記載させていただいております。

歳入決算額が11億3,955万6,026円、歳出決算額が10億3,759万1,485円、
形式収支といたしまして1億1,096万4,541円、繰越財源はございません。実
質収支といたしまして1億1,096万4,541円。概要について簡単にご説明を申
し上げますので、ページをめくっていただきまして、18ページをご覧いただき
たいと思います。

国民健康保険特別会計の歳入の内訳について簡単にご説明を申し上げますの
で、二段目にございます、款別収入済額の前年度比較をご覧いただきたいと思
います。

1款の「国民健康保険税」から8款の「諸収入」まで合わせまして、その8
款につきまして、収入済額が11億3,955万6,026円、対前年に対しまして1,902
万3,633円の増額でございます。

続きます、歳出につきましても一段飛んでいただきまして、款別支出額の
前年度比較をご覧いただきたいと思います。

1款の「総務費」から7款の「予備費」までという形の内訳でございまして、
歳出済額の総額が10億3,759万1,485円。増減額といたしまして275万2,170

円の増額でございます。なお、下段のほうに加入世帯数と被保険者の数等を記載させていただいておりますのでご参考ください。

改めまして、また1ページにお戻りいただきたいと思います。

続きまして、認第3号「令和3年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額について」ご説明をいたします。同じく(2)番の三段目 後期高齢者医療のところをご覧くださいと思います。

歳入決算済額 1億5,676万9,829円、歳出決算額 1億5,626万6,519円、形式収支といたしまして50万3,310円、翌年度繰越額はございません。実質収支といたしまして50万3,310円。

お手数ですが、19ページにお進みをいただきたいと思います。先ほどと同様の説明であります。後期高齢者の歳入について款別の収入済額の前年度比較に基づき、概要を説明させていただきます。

1款の「後期高齢者医療保険」から6款の「国庫支出金」まで、歳入総額といたしまして1億5,676万9,829円、対前年度に対して240万5,920円の減額でございます。

続きまして、一段飛んでいただきまして、款別支出済額の前年度比較をご覧くださいと思います。

1款の「総務費」から4款の「諸支出金」合わせまして1億5,626万6,519円、対前年度に対しまして238万1,740円の減となっております。なお、事業概要の前年度比較といたしまして、被保険者数等を記載させていただいておりますので、ご参考ください。私からの説明は以上となります。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長 私のほうからは、認第4号「介護保険特別会計令和3年度の決算について」ご説明させていただきます。歳入歳出決算説明書1ページをお願いします。2の令和3年度一般会計・特別会計実質収支一覧表の中で、介護保険事業勘定分でございます。歳入決算額が12億7,661万6,121円、歳出決算額12億4,126万2,930円、形式収支3,535万3,191円、翌年度繰越額はなくて、実質収支が

3,535万3,197円。

サービス事業勘定におきましては、歳入決算額253万2,649円、歳出決算額253万2,649円。形式収支、翌年度繰越額、実質収支ゼロでございます。

内訳につきましては、20ページ、21ページをお願いします。

まず、保険事業勘定でございますが、款別収入済額の前年度比較でございます。1款「保険料」から8款「諸収入」までトータルいたしますと12億7,661万6,121円、対前年度の増減額といたしまして4,153万1,296円の増となっております。

歳出の状況でございますが、こちらも款別支出済額の前年度比較といたしまして、1款「総務費」から6款「予備費」トータルいたしますと12億4,126万2,930円でございます。対前年度の比較といたしまして3,238万3,148円の増となっております。事業概要の前年度比較といたしまして、ご覧のとおり保険者数等々を記載させていただきます。

次の21ページ。こちらにつきましては、サービス事業勘定分でございます。款別収入済額の前年度比といたしまして「サービス収入」から「繰越金」トータルいたしますと、歳入トータルが253万2,649円、前年増減額として4万2,294円の増。歳出 支出済額前年度比といたしまして「サービス事業費」トータルいたしますと253万2,649円、増減額歳入同額といたしまして4万2,294円となっております。以上でございます。

野木議長

森脇暮らし環境整備課長。

森脇暮らし環境整備課長

認第5号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明をさせていただきます。説明資料の1ページをお願いします。

令和3年度一般会計・特別会計実質収支一覧表の下水道事業歳入決算額2億4,924万268円。歳出決算額2億4,924万268円。形式収支、翌年度繰越財源につきましてはゼロ、実質収支もゼロとなっております。

内容につきましては22ページをお願いします。

款別収入済額の前年度比較、1款から7款までの合計額が2億4,924万268

円、増減額は1,240万4,808円の増となっております。

次に、款項別支出済額の前年度比較、1から2款の合計が2億4,924万268円、増減額が1,240万4,808円の増となっております。下水道事業特別会計については以上です。

続きまして、認第6号「令和3年度吉野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」説明をさせていただきます。再度1ページをお願いします。

令和3年度一般会計・特別会計実質収支一覧表 農業集落排水事業 歳入決算額 3,151万3,430円、歳出決算額 2,862万4,178円、形式収支 288万9,252円、翌年度繰越財源はゼロです。実質収支 288万9,252円となります。内訳については23ページをお願いします。

款別収入済額の前年度比較 1款から5款までの合計 3,151万3,430円、増減額が404万2,185円のマイナスとなっております。

次に、款別支出済額の前年度比較 1款から2款までの合計が2,862万4,178円、増減額が327万5,597円のマイナスとなっております。

続きまして、認第7号「令和3年度吉野町水道事業特別会計決算の認定について」説明をさせていただきます。24ページ、25ページをお願いします。

1 余剰金計算書。資本金当年度末残高 14億9,412万2,174円、資本剰余金計 1億5,783万682円、利益剰余金計 マイナス2,933万2,051円、資本合計 16億2,262万805円となります。

次に、令和3年度欠損金処理計算書。こちら資本金、資本剰余金、未処理欠損金につきましては、議会の議決による処理額はともにゼロとなっております。処分後残高、資本金 14億9,412万2,174円、資本剰余金につきましては1億5,783万682円、未処理欠損金 2億76万7,298円となっております。

次に、3 業務の概要。給水人口 6,330人、給水戸数 4,590戸、有収率 84.37%となっております。次に、供給単価は184.55円です。給水原価 500.16円となっております。

次のページになります。決算の概要 収益的収入及び支出 収入 1款 水道事業収益 3億6,067万1,010円。主な内訳につきましては、営業収益が1億4,624万8,921円、営業外収益が1億9,941万8,929円となっております。

支出につきまして、水道事業費用 3 億 6,472 万 6,085 円。主な内訳としまして、営業費用が 3 億 3,250 万 9,380 円、営業外費用が 3,221 万 6,705 円となっております。

次に、資本的収入及び支出 収入 資本的収入 1 億 3,733 万 6,799 円。主なものとしましては、企業債 3,880 万円、他会計補助金 6,451 万 8,160 円。

支出につきましては、資本的支出 2 億 8,257 万 5,108 円で、内容につきましては、建設改良費 1 億 359 万 7,343 円、企業債償還金 1 億 7,897 万 7,765 円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,528 万 8,309 円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,745 万 2,679 円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 778 万 5,630 円で補填いたしました。

企業債の概要 本年度末残高につきましては、合計 22 億 982 万 1,379 円となっております。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

野木議長 ただいまの各会計歳入歳出決算の監査報告を中西監査委員にお願いします。

中西議員 監査報告を申し上げます。

去る 7 月 22 日に地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、令和 3 年度吉野町水道事業特別会計に関する決算審査を、また 8 月 3 日に地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 3 年度吉野町一般会計・特別会計の各決算に関する決算審査、並びに令和 3 年度決算に基づく財政健全化審査を木村監査委員とともに実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査の結果

- 1 歳入歳出簿の関係帳簿は全て正確であった。
- 2 各収支とも決算内容は、法に触れるものがないと認める。
- 3 歳入歳出とも適正に行われており、全て予算に適合しているものと認める。
- 4 決算内容は正確に処理されており、誤りがないものと認める。
- 5 歳計現金の管理状況は、万全かつ適正に管理を行われているものと認める。

6 財政健全化審査における実質公債比率については、早期健全化基準を下回り、おおむね適正である。

7 将来負担比率については、早期健全化基準と比較するとこれを下回り、おおむね適正である

との結果でありました。

なお、第5次総合計画を念頭に置き、今まで掲げた目標の達成状況や効果検証を行い、外部施策評価も含めて検証結果をわかりやすく町民に説明いただくようお願いをいたします。

また、今後の地方財政が一層厳しくなる見通しの中で決算結果を総括し、これを生かして既存事業・新規事業を問わず、その目的や期待される効果と検証を明記した上で、長期的な財政計画と整合性のとれた各種施策の推進と財政運営に努めてということ要望いたします。

監査委員としての以上の意見を付して、令和3年度吉野町水道事業特別会計並びに吉野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算等の審査報告を終わります。

野木議長

上程いたしました各会計歳入歳出決算について、質疑を求めます。
上滝議員。

上滝議員

予算決算特別委員会が後日あって、そこで細かい話をさせていただくわけですが。

先ほど総務課長のほうから、一般会計の起債総額は101億と言っていましたね。森脇くんのほうから上下水道の起債総額は22億と言いましたな。それ、ほんまでんのか。

累計しますと122億であるというふうに、元金入れんと元金だけで122億になるのか。えらい増えたように思うんですけども、その答えは後で出させていただきますと思います。

そして、町長。この機会ですので、この大事な決算、令和3年度に無駄遣いがあったのか、なかったのか。あるいは、これが良かったさかいに、次にどう

つなげるのかというようなことがありましたら、ご回答願いたいと思います。

野木議長 中井町長。

中井町長 令和3年度の決算です。先ほど監査委員からも報告ございました。事業そのものが計画した当初からコロナ等々の影響があり、出来なかった事業もありますけれども、最大限、コロナ創生交付金を活用させていただいたりしながらやった結果、事務事業評価のほうで、また報告はさせていただきますけれども、優先順位をつけながらコロナの中で、観光対策であったりワクチン接種であったり、出来たことがよかったかと思っております。交付税そのものの財源も多かったこともあって、財政調整基金積立、庁舎積立金等々が出来て、将来への長期的なビジョンに向けても出来た一年ではなかったかと思えます。

ただ、それが町民のサービス、そして必要な資金であるかというのは、しっかりと精査しながら、今後も進めてまいりたいと思います。

野木議長 辻内議員。

(「いや、ちょっと待って、答え・・・」の声あり)

辻中総務課長。

辻中総務課長 町債の発行状況なのですが、歳入歳出決算説明書の26ページを見ていただきたいのですが、先ほど101億8,222万1,000円という額には、先ほど森脇さんが言われた22億982万1,000円の部分が含まれておる金額になります。

野木議長 よろしいか。

辻内議員。

辻内議員 歳入歳出決算説明書の1ページの一番上の一般会計ですが執行率が86.6%、結果として約6億残ってきているわけですが、執行率がちょっと低いなど

思うわけでございます。何が聞きたいかと申しますと、何らかの理由で大きなもので出来ないものがあつたのか、もしくは、例えば100万円が500件あれば5億になるわけですから、そういう積み重ねなのか、その辺りを教えて頂きたい。詳細は、後日の決算委員会で分かると思うのですが、ざくっとお答え頂きたいと思います。

野木議長 辻中総務課長。

辻中総務課長 大きくはコロナの影響によって事業が出来なかつたっていうのがありますが、けれども、また詳細につきましては各事業でご説明のほうさせていただけたらと思いますので、委員会のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

辻内議員 何か住民から見てやるべきことが、本来はやるべきことが抜けて、大きく住民生活に影響したというようなことはないですね。それだけ確認。

野木議長 辻中総務課長。

辻中総務課長 詳細の分析のほうは、各課で決算報告をさせていただきたいと思います。主には、先ほど決算説明の中でも総務費、あるいは観光商工費のほうで減額となつておるといふことで、観光商工とかで事業自体が止まつた部分であつたりとかという、生活に関わるといふことも影響はあるとは思ひますがけれども、大きくということではなかつたように感じております。以上です。

辻内議員 ありがとうございます。

野木議長 ほかにございませつか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託いたしたいと

と思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 22 要望等について

要望書が一件提出されております。

小名自治会長 井上敏 氏 他一名により提出されております「町道 32 号線の補修について」を議題として、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本要望については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は産業建設委員会に付託することいたします。

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後 1 時からといたします。

(午前 11 時 54 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 23 一般質問に入ります。

藤本昌義議員より出されております

(1) 町の厳しい財政の中、これからの事業の展開について
(2) ワールドマスターズゲームズ関西について
の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番 藤本でございます。

一般質問の許可をいただき感謝申し上げます。

私の質問は二点でございます。

まず一点目「吉野町の厳しい財政の中、これからの事業の展開について」町長にお尋ねをしたいと思えます。

今、この質問をするのは、来年度の予算をこれから各担当課とヒアリングして来年度予算を決定するこの議会でないと聞けないことだと思ひ質問をいたしました。

まず、役場庁舎の移転ですが、これはどこになるのか、またどんな規模になるのかは、この後の委員会とかで決定されるのだと思ひますけれども、少なくとも役場庁舎の移転に関わる費用というのは、それなりの金額になろうと思ひます。この財源というのは、国の交付金などがなかなか使えないものですので、吉野町のお金を使っていかないといけないので、その財源をどう考えているのかということ。そして、そのお金が増えるわけですから、そのほかの施策や事業をどう展開していくのか。要は、事業の縮小なり予算の配分について町長のお考えをお聞きしたいと思ひています。

その中で予算要求、概算要求を各担当課とする中で、まず町長のほうから概算要求基準、俗にいうシーリングというものが発せられるのかどうか。昔はよくゼロシーリングとかマイナスシーリングとかいうのを自治体は使ったように思ひます。あれが良いとか悪いとかじゃなく、歳出抑制についてどう考えているのかをまずはお聞きしたいと思ひます。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今、庁舎財源はどうするかということでございます。

藤本議員のおっしゃるとおり、今現在庁舎に関する交付金というのは、現時点ではございません。これも、もともと庁舎建設に対する地方財政というのが措置創設ありました。平成29年度から令和2年度までにいわゆる耐震が出来ていない部分に関してという財源がありました。

ただ、現在はその財源がございませんので、基本的には本定例会でも説明をさせていただいてました庁舎の整備基金、こちらのほうに1億円を積んで2億5,000万。そしてまた、財政調整基金を今回も1億円を積ませていただいて7億3,000万円。これらをベースに様々な補助金等も今後どういう形に庁舎がなっていくかに伴いまして、防災、災害とかそういうことも含めて、良い補助金がないかというのを模索していこうと思っています。それ以外は、基本的には地方債、借金になろうかと思えます。

ただ、この庁舎整備基金はそうですけれど、財政調整基金のほうも、いわゆるこの庁舎に関しては財源をどうしていくかっていうのは、令和3年度に中期財政計画というのを立てさせていただきました。今後、どういった事業にお金がかかっていくか。やはり、吉野町の中にも庁舎という大きな財源が必要な事業もありますけれども、それ以外にも、万葉整備活用事業であったり小学校の跡地利活用という部分も出てこようかと思えます。そして、県域水道の一体化に向けた取り組み、そういうことも含めて、中期財政計画に伴いながら、どこまでこの財政調整基金も使えるかという形で将来投資も見込みながらやっていきたいと考えております。

そして、来年度の事業に向けて予算の要望活動始まるわけですが、事務事業評価であったり施策評価であったり、そして第5次総合計画が昨年度からスタートしています。その中でアンケート形式の答えの中で、重要度は高く満足度が低いとかそういうのもございますけれども、タイムリーな形で追っていくことが、まだ出来ておりません。ですから、デマンド、交通体系の方式も変えましたけれども、今現在、それが町民さんにとって、どれぐらいの満足度が高まっているのか、いや、まだまだ満足は下がってないということも判断

しながらですけれども、事務事業評価、政策評価をしっかりと見極めながら、今、吉野町にとって必要な、町民さんにとって一番優先度の高いものを私の方針の中でしっかりと示しながら、事業につなげていくという段階が今の段階かと思っております。ですから今後、その財源につきましても、いわゆる地方創生交付金、このような交付金とか、今後どういう形で創生交付金が出てくるかわかりませんが、それと同時にもう一つは、デジタル田園都市国家構想に基づく創生交付金にかなり国のほうも力を入れてます。ですから我々が、今町民さんのサービスに向けてやらないといけないことの財源を、当然交付税をベースに考えるわけですが、そういった財源をしっかりと申請して確保しながら、より縮小、当然何か大きなことをしようと思うと予算を削っていかなあかんわけですが、できる限りそれも活用しながらサービスが落ちない程度に努めていきたいという方針で考えております。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 第5次総合計画とか事業評価とかというのは、当然なにかの判断基準にはなるのですが、これはもう町長の主観で結構なのですが、例えば、100の事業を100予算でやってたら、これを90の予算で100の事業ができる方法はないのかとか、もしくは、この事業自身をやめてしまおうやないのかとか、何かそういうエビデンスに基づく政策立案みたいなもので、各担当課にもう一度見直しをかけるような動きというものがないのかどうか。今、吉野町の財政が厳しいのであれなんですけども、100の予算で100の事業じゃなくて、頑張れば90少しぐらいの予算で100の事業ができるのではないかなと、これはもう感覚的な話ですよ。細かい積み上げをしていけば、少なくとも数パーセント8下げることができるのではないかと考えています。そうしていかないと、住民の皆様というのは税金を払ってますので、私たち、役場の皆さんもそうです、私もそうなんですけども、雇主が住民さんやと私は理解して、だからこの、税金を払っている住民さんに対して、やっぱり頑張ってるよってというような姿勢を僕は見せていくのが必要ではないかと思っておりますのでちょっと今の質問をさせてい

ただきます。どう考えてるのかだけ。

野木議長 中井町長。

中井町長 藤本議員のご指摘のとおり、当然100の事業であったら、それが100満額で
きるわけではこれからはないと思ってます。

ただ、それぞれ施策に基づく事業が出てる中で、当然そこに関わる町民さん
がおられるわけです。事業には当然おられると思います。ですから、従来の形
でのやり方で、担当課がその事業をどこまで縮小できるか、もしくは今おっし
ゃったように、なくすことができるかというのも、非常に難しい判断というの
も今までの中で感じています。ですから、どういう形でそうした事業を縮小し
ていくか、今までのように、町民さんも納税者の立場であると同時に利用者の
立場であるのですから、この構造事業を例えば中止・縮小していくときに、行
政側対利用者だけの中でやってしまうと、どうしても敵対になってしまうケー
スがあるかと思っています。ですから今後、事業を客観的にとらえて、この事業
の必要性があるかというときには、いろんな立場の人を入れながら事業の成果
というのはどうなのか、その利用者が納税者とそして、利用している事業と一
緒になって精査する場面も持っていけないかと思っています。恐
らく事業の中でも、誰が対象でどれぐらいの人が関わっているかというのをま
だ直接、行政対利用者で必要性をやっているだけであって、まだ納税者の立場、
全然関わらない人、その人たちの意見を反映出来たり、必要性というのがまだ
ないと思ってます。ですから、合意形成をいかにしていくかという場をつくっ
ていけないかと思っています。これは、当然事業だけでなく所有動
産も一緒かと思うのです。吉野町の場合は公共施設、公共不動産が一人あたり
多いです。そしたら、全体的には保有公有財産を減らさなあかんなど。ただ、
個別の施設の利用になってくると現実も難しいところがある。ですから、個別
の稼働状況であったり利用条件あったり、そういう実態も含めて、利用されて
る方、全体的に納税者の方々の視点からその施設が本当に必要なのかどうかっ
ていうことも、合意形成が出来たり、議論ができる場もこれから持っていかな

いといけないのかと思ってます。

そういう形で丁寧に、やはり事業というのは、縮小・削減していかなあかんと思いますので、またしっかりとその辺のやり方についても精査した上で進めてまいりたいなと思ってます。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 ありがとうございます。

私は、全ての事業に対して縮小するとか、一時の5%カットのシーリングとかというのには僕は賛成しないんです。ひょっとしたら、増やせるものがあれば増やしていかないといけないというのものもあるし、カットしてやらないといけないものもあると思います。

今の町長のお考えのもとで、来年度の予算（案）が出てくるとと思いますので、その予算書を楽しみにしてますので、ぜひとも効果的な行政に取り組むような予算を示していただきたいと思います。

続きまして、二点目です。

ワールドマスターズゲームズ関西についてですが、今年の夏ぐらい、7月の終わりでした。当初、2021年5月開催だったのを2027年に変更したという決定がされて、当初から6年後になるということになっております。これに伴いまして、町の経費負担は当初と比較してどうなるのかお聞きしたい。

それともう一点は、今配属されている職員について、本当でしたらもうマスターズが済んでいるので、特段マスターズに関する仕事はないのでしょうか。職員さんも多分、どねんなるねんやろなって心配してるかわからないので、その辺をちょっと町長にお聞きしたい。まず予算を。

野木議長 上林教育次長。

上林 それでは、私のほうからマスターズに関する今後の予算ということでご説明

教育次長 をさせていただきます。

まず、ワールドマスターズゲームズが2027年度に延期になりましたことで発生する経費なのですが、毎年ワールドマスターズゲームズの奈良県実行委員会のほうに負担金を20万円納めております。これが6年間この経費となりますと120万の増額という形になります。

あと、ワールドマスターズゲームズ自体にかかる費用でございますが、これも試算されておまして、約9,000万の費用がかかりまして、そのうち、ワールドマスターズゲームの組織委員会から開催標準時の経費で障害者部門の設置費、インクルーシブ大会の経費等で5,000万、歳入が計上されておまして、町負担は4,000万という形で試算されております。これが2027年度についてどうなるかということでございますが、今の時点では示されておられません。ただ、これまでの幹事会・担当者会議の中で、開催市町村に係る費用の経費については負担増にならないように努力し検討するという形で伝えられておるところでございます。以上でございます。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 そうしましたら、職員の配置というのはどういうふうに……。

野木議長 中井町長。

中井町長 ワールドマスターズゲームズが2027年になるということで、現在、教育委員会の中に生涯学習課、そしてその中にスポーツ振興室という形で4月からカヌーも含めてさしていただいております。

当然、ワールドマスターズゲームズの2、3年前には、新たにしっかりと準備をしていかないといけないということでそれに対する体制、もう少し先を見れば、国民スポーツ大会がどうなるかということも含めての体制になってこようかと思っております。それまでは、スポーツ振興室でカヌーの普及とカヌー体験、カヌー艇庫を貸出しながら、夏休みもかなりの方が来ていただきました。3か

月間で279名の方が利用された。今現在、人の問題が大きく夏の場合もあったのですけれども、指導員であったり管理する人であったり、対応できる体制もこの機会につくっていかなくあかなのかと思ってます。ビジターズビューローと連携しながら、マイクロツーリズムや企業研修の一環として、そこの施設を利用していただく、知っていただくという動きをこの1年2年でやっていかないといけないかなと。そういう意味でよくと、まだまだ指導員であったり資格を持った人というのをもう少し強化していきたいと思ってます。

それと同時に、なかなか行政だけの力では厳しいところもあろうかと思えます。ですから、カヌー、津風呂湖という資源も連動して、しっかりとその周りの施設、民間のお力を生かせるようなアクションを起こしていきたいと思えます。

その中でできる限り、カヌーのワールドマスターズというのは一つの通過点であろうかと思えます。ですから、カヌー体験を通して、また施設を利用して、観光につなげていく。ひいては、レクリエーションエリアの活性化のために、一つひとつ積み上げていくというような形での体制を強化していきたいと考えてます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

カヌー競技場にはモーターボートみたいなのがあって審判用と監視用と、あれは多分4級小型船舶がいます。カヌーをきっちり指導しようと思ったら、指導員までいるかどうかはわかりませんが資格が要ると思えます。町の職員でそれを持っている者というのは、当然今、スポーツ振興課のほうでいてはありますけれども、それ以外にも、例えばそういう人を何人か増やして、特定の人がそこでいなければならないという状況は、やはり好ましくないと考えています。ですから、資格に対する支援もしていただいて、また、外部人材を使うという方法もありますし、先ほどおっしゃったような形でやっていただきたいと思います。当初、単純に1年20万円の6年間の120万円から町の持ち出しとかあるのでしょうけれども、僕はそれ以上に効果のあるやり方というものも、効果

というのは期待していて、最初の町長のお話の中にあつた、中学生が全国大会に行くのに町長に表敬訪問がありましたと。数年前のまだ艇庫が出来てないときには、今の大学三年生が高校のときには、全国のトップクラスで大会に出たという吉野町の子供もいます。ですから、ずっとカヌーに取り組んできた成果というのは、割と今見え始めてきてると認識しています。

この前、夏休みの子供教室も私2回見てきまして、吉野中学のカヌー一部の子もそこでお手伝いをして小学生と一緒にやっているという、割と子供たちには根づいてきているのかなと思っていますので、せっかくワールドマスターズのために新しい艇庫を建てて、予算をつけてやっていくのであるならば、もっと町民の皆さんにも利用して、吉野町のある種の目玉的なものになるようにしていただきたいと思っています。

先ほどおっしゃったように、大人の体験教室もあつて、それにも何人か行っていたのは私も見ているのですが、もっと良いコマーシャルをしていただいて、せっかくお金をかけるのであれば良い効果を生むような、そういうことを考えてほしいと思っているのですが、なにかそういう計画はありますか。

野木議長 中井町長。

中井町長 すばらしい資源という形では、我々も職員としてカヌー研修もさせていただきました。自分たちが体感することによって、大きな可能性を感じる事が発信につながったり、アイデアを生み出したりすると思うのです。ですから、この中でいくと、当然カヌーを目的に来られる方というのは、まだまだ限定的だと思うのです。ただ、吉野にワーケーションであったりテレワークであったり、これから南部東部振興の連携の中で観光の取り組みであったり、いろいろあるわけですから、入り口はカヌーじゃなくても、そこからカヌーの体験があるということを常に、職員一人ひとりも意識することと、それぞれの各団体にアプローチをしていく。あとは、宿泊された方がカヌーにという、翌日何をするかというときに、しっかりしたそういうプロモーションもしていくという形で、入り口は違ってもカヌーにつながっていくということによって、

逆に言うと企業の皆さん方がそこに来られるケースも出てくるし、福利厚生の一環として、スポーツレクレーションの一環として来ること考えられるかと思しますので、しっかりと個人が意識をしてプロモーションをしていく、そして、津風呂湖という資源を生かしてもらおう。そのためには、津風呂湖観光とか漁協、ワカサギ、ブラックバス等々の釣りで来られる方にも、メジャーな大会もされてるときにそういったPRさせていただきますけど、もっと引き込めるような形もこれからとっていききたいなど。そういう意味で言いますと可能性はすごくあると私自身も感じてますので、また、スポーツクラブとの連携の中でも、そういったこともしっかりと発信出来たらと思いますので、よろしくお願いいたします。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 今の町長の発言は、そのとおりだと思っています。

例えば、夏休み中に高校とか大学の合宿でバスケットをしに来たり、バドミントンをしに来たりとか運動公園使っている用があって、泊まっているのは大体吉野山の旅館と。送迎とかお昼ご飯とかを持ってきていると、そういうような夏休み中の合宿まではいかないかもわかりませんが、高校とか大学とかに対して、こういう取り組みをしますよというのを旅館を通じてやっていただくとか、そうしたら吉野町にお金も落ちますし、そういう方向もひとつ考えていただいて、観光資源とか教育資源としてカヌーを生かしていただきたいということで、私の一般質問は終わらせていただきます。

野木議長 続いての一般質問の準備をさせますので、自席にて待機願います。

再開します。

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) 使える空き家の活用、危険な空き家の対策について

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

6番 上滝議員でございます。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問に対してテレビで放映されておることでしょうが、見ておられる方が分かるように、なるべく優しくわかりやすい言葉で対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、吉野町の空き家調査の状況はどのようになっているのか、担当課のほうから教えていただきたいと思います。

野木議長

山本協働のまち推進課長。

山本

失礼いたします。

協働のまち

空き家とは何かというところから説明をさせていただきます。

推進課長

平成26年の空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に制定されて、27年から施行されています。その中で「空家等とは」ということで、空き家が何かということが説明されております。

建築物またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地ということなのですが、判断基準の一つとしまして、おおむね年間を通じて建築物の使用実績がないこと。例えば、水道であるとか電気であるとか、ガスなど生活に欠かせないものの使用実績がないもの、そういったものが空き家等の判断基準になるということが示されております。

平成27年に吉野町のほうでも空き家の現況調査を実施しております。

町内にその時点で608件の空き家というものが存在しておりまして、その内訳といたしましては、健全な状態、有効活用が可能であろうと考えられるような空き家が171棟、約28%。また、今後管理に注意が必要な空き家というものが222棟で約37%。今後、管理に注意が必要な空き家、もしくは管理が十分で

ない、行き届いてないというようなものが215棟ということで、約35%あるということを把握しております。

ただ、前回の調査から約6年が経過しております。状況も変わってきている関係から、今年、協働のまち推進課でも町内の空き家の現況調査を開始したところでございます。

例えば、平成27年に空き家として確認をされていたものの中でも、既に危険な状態から解体・除却がされているもの、そういったものにつきまして、固定資産税の情報であるとか水道の閉栓された情報などから、町内全域で対象が約50件あるということを確認しております。

また、空き家バンクなどを通じて賃貸借、売買が行われた空き家につきましても、約60件の存在を確認しております。それらを踏まえまして、現在調査の途中ですので正確な数の把握というのは出来ておりませんが、年度末の令和5年3月ごろには、ある程度の把握ができるのではないかとということで作業を進めているところでございます。よろしく申し上げます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 今、丁寧な説明をいただいたけども、実際6年前には600飛んで6人やと。現実に、併用住宅や専用住宅、あるいは倉庫等々ございますけれども、最近の調査はしてないと。私が思うには700件ほど専用住宅や併用住宅があろうかと、こう推察を勝手にしております。その状況を踏まえた上で二番目に入ります。

二番目には、空き家があることでハクビシンなどの小動物が住み着き、糞などにより環境が悪化しておる状況であります。また、蚊が増えたり、屋根や壁の老朽化による周辺の危険や悪影響についてどのような対策をしておるのか。また、環境問題についてはどの課と連携をしているのか。課長のほうからご説明を願いたいと思います。

野木議長 山本課長。

山 本 協働のまち 推進課長	<p>失礼いたします。</p> <p>昨年、令和3年度4月の機構改革によりまして、空き家に関する対策の総合的な窓口として協働のまち推進が担当窓口となっております。その中で、草木が茂ったことによりまして何らかの影響があるとかというような苦情、相談等については、いろいろある相談の中で二件ほど認識をしております。ただ、今ご指摘ありましたような動物に対しての相談というものは、こちらのほうには来てないというのが状況でございます。直接、担当部局のほうで適切に対応されている成果なのかと思います。</p> <p>また、今のところ各部局のほうと何か連携をしながらしているという部分がございますけれども、それについて、直接こういうふうな業務を行っているということはないのですけれども、ただ、情報交換というような形で、小さな町ですので、担当部局のほうに状況を聞きながら、そういった情報連携というのを進めている状況でございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>その空き家が危険物である場合に、隣の所有者が誰かわからない。だから、行政が責任を持ってその所有者がわかり次第、人が住んで良かったまちづくりにするためには、その人に耳を傾けながら熱心に行政のほうからご指導いただきたいと思っとなんねんけれども、そういう姿勢は、私自身議会の議員の一人として聞いとんのは、中竜門で1件、上市で1件、立野で1件聞いとるんですけども、そこらの危険物の所有者を調べて、行政が窓口でその所有者に対して、取り壊すかどねんするんかっていうようなことをご検討願いたいと思います。</p> <p>それはそれでよろしいけども、そのこともまた踏まえて三番目に物申します。</p> <p>空き家対策特別措置法によれば、特定空家と町自体が認定すれば、固定資産税が6倍になったり強制執行が可能となったりすると言いますが、吉野町では特定空家の認定状況はどうなのか。そのことについてお答え願いたいと思います。</p>

野木議長

山本課長。

山本

失礼いたします。

協働のまち

まず、ご指摘いただいております「特定空き家」とは何かということから説

推進課長

明させていただけたらと思います。

空家等対策の特別措置法の第2条というところで、特定空き家の定義がございまして、先ほど説明しました空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの。また、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのあるもの。また、著しく景観を損なっているもの。その他周辺的生活環境の保全を図るために放置しておくことが不適切であると判断されるもの。そのようなことで空き家の状態、周辺への影響の程度の両面等から判断されまして、危険である特定空き家という認定をするということです。その特定にあたりましては、弁護士とか司法書士とか建築士とか住民の方とかを踏まえた町の諮問機関であります「空家等対策協議会」そういった機関を通じて説明をして意見を聞いて、その上で町として最終に特定空き家の認定をするというような手続をとるようになっております。

先ほどご指摘ありました固定資産税のお話でございしますが、固定資産税が空き家認定されますと6倍になるというお話ですが、これにつきましては、固定資産税の住宅用地の課税標準特例という制度がございまして、土地のうち小規模な住宅用地、一つは200平米以下の部分については6分の1に、また、200平米を超える一般住宅用地については3分の1に課税標準額が軽減されるということで、本来の課税額よりも住宅として人が住むことによって軽減されているという制度がございします。

ただ、その制度はあるのですけれども、この特定空き家、つまり危険である、周辺に悪影響を及ぼすというような認定を受けた場合、受けた時点では特例は外れないのですけれども、特定空き家と認定した後に「助言・指導」という行政の指導が入りまして、それでも所有者・相続人が対応されない場合については、次の二段階目の「勧告」という処置が出されることとなります。その措置が出された時点で、固定資産税の課税標準の特例、今言っていました6分の1に

軽減されているものが外されてしまうということで、議員ご指摘のように税額のほうが上がるということにはなる。

ただ、解体・除却であるとか、そういうものが進めば、土地だけじゃなく建物のほうの資産も減りますので、一概に6倍になるというわけではないということがございます。

また、強制執行が可能となるというお話なのですけれども、こちらにつきましては、空き家の特別措置法で言いますと「行政代執行」というものになるのですが、先ほど説明をさせていただきました、特定空家の認定を受けて指導、助言、勧告、その次に命令という処分がなされまして、それでも改善が図れない場合、最終的に安全確保のために行政が個人の資産ですので、資産のほかに財産に関して介入することは非常に慎重に入らないといけないのですけれども、行政代執行というものが危険除去のためにできるというように法律では定められています。

ただ、仮に行政代執行が執行されたとしても、それらの費用については全て所有者・相続人の方に負担いただく、つまり行政のほうから請求するということになっておりますので、できる限り行政代執行はせずに、所有者の方、相続人の方に空き家の適正な管理、危険であれば解体・除却とか対策をとというのが現在の状況となっております。よろしく申し上げます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 難しいことを言うても入りにくい頭やからあれですけども、固定資産税が6倍になったりっていう、専用住宅でも併用住宅でも建っているその下の土地については軽減措置があると。それを取り壊すことによって固定資産税が宅地なら宅地として評価額が上がると。それは上がるのは6倍であんのか、5倍であんのか、4倍であんのか俺もわからへんけれども上がることは間違いない、こういう認識でよろしいな。

しかし、私から言うたら、人から人に伝わって6倍ということ考えたときに、あまりにもその評価額が鑑定士によって鑑定された評価に対して、勝手に

行政が固定資産税が6倍になりますよとか、あるいは5倍になりますよというような話があったとしたらけしからんなどという思いを自分ではもっておりません。せやけど、そこらはしっかりと言葉が言葉として人から人に伝わりますと違う言葉が出てきたり、そのことを知って大変行政として頼りない行政やなどというようなことも思う人もおりますので、その周知というのは非常に難しい話やな。

そんなことを踏まえて、最後に町長にちょっとお話をさせていただきますけれども、特定空き家になれば、町で強制執行して解体をすることも可能であると聞いておりますが、中荘にも町内にもたくさん空き家があって、危険な空き家もあります。町の対策として、今後の問題として、どう町長はとらえておられるのか、その方針をお聞かせ願いたいと思います。

野木議長 中井町長。

中井町長 上滝議員の最後、四番目の質問でございますけれども、山本課長から空き家に対する制度であったり、ルールを説明させていただきました。その中でも、特にこの行政代執行することによって町としての財源が必要になってくる。ですから、できる限りそれまでに空き家を流動化させる。そして、空き家にならない対策をとっていくというのが、一つの大きなテーマかと思っています。

6年前の調査で可能性の高い空き家が116棟、危険性が非常に高いのが12棟、そこから6年の月日が経っています。我々も、空き家バンクの登録件数を見てますけれども、危険家屋に対してどうにかしてほしいという案件もたくさん上がってきているというのも事実だと思います。ですから、それに対して町としては、できる限り制度、先ほど50万円解体するための助成制度をつくったのも一つです。これも特定の行政代執行を止めるための一つの施策として補助金制度をつくらせていただきました。それと同時に、空き家にならない対策をとれるか。吉野町は非常に高齢化率が高くひとり暮らし、もしくは高齢夫婦の方が多いです。「空き家予備軍」という形で最近によく言われるのですがけれども、早い段階で予備軍を見つけ出しながら、しっかりと次の空き家になる部分

を短くする、そういう体制もとっていかないといけないと思ってます。地域受入れ協議会では、そういった情報を収集したり、もしくは自治協議会ですね。なかなかこの空き家というのは、登録してくれと言っても登録が難しいところもあります。特に予備軍であれば、自治協議会の中で実施会の役員さん、集落支援員等々そういう形で予備軍をしっかりと把握しながら、空き家バンクに登録していただくという形で特定危険空き家にならない状態にしていきたいと思ってます。

そういった意味では、まだまだ体制作りとか人の配置も足りてないところはあるかと思います。協働のまち推進課で空き家のことに関して、また利活用も含めて一体的に進めてます。昔は、管理であれば総務であったりとか、危険家屋であれば暮らしであったりとかいう形を一つの課でまとめてやり出してますので、しっかりとした体制ともしくは民間の力を借りてやらないといけない事もあるかと思うので、あらゆる手で特定危険空き家にならない手前で止めていく体制に持っていきたいと思ってます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長、私の言いたいのは、空き家の対策って言うんか、話は飛びますけれども、参事ですか、国から来ておられる参事の方のお名前なんですか。

(「黒田です。」 の声あり)

黒田さん。黒いことないけどな。黒田さんにも、私この間の懇談会のとときに話をさしてもらいましたけども、町道が増えたり人口が増えたりすることが交付税につながんねんということをはっきりおっしゃいましたわな。それは、その通りだと私は思います。

そんな中で町長に言いたいのは、実際空き家が600件ほどある。その空き家を利用して安い経費でもって、他所から来ていただけるような方法を取ったらどうどよと。それをもっと積極的にやっていくべきやということを言いたいがために、今話したんですわ。参事、わかるけ。参事、分かるな。

(「はい」 の声あり)

そのことを踏まえて町長考えてもらわな、カヌーで5億つこたり、国栖の杜で4億つこたりという話は議会で通つとるからそれはしゃあないけども、無駄遣いやと私は今でも思つとるんですわ。

私も高齢者でございまして、いつ何どき倒れて死ぬかわかりません。しかし、吉野町もやっぱり財源がないねんから、そのまちづくりをするためにはどうあるべきかという論議をもっとしながら吉野町のために頑張ってもらいたい。その一つとして大事なのは河原屋で10軒入つとる住宅つくりましたわな。あれ、10軒空いてまんのか、住んでまんのか全部。100%住んでまんの。飯貝は全部住んどんの。住んどる。

(「ちょっと今、数字をもってないので…」 の声あり)

まあ、そういう状況も鑑みて、人口を増やすためにはどうあるべきか。出て行くな言うのは、もうこれは無理やわ。教育の問題、職業の問題等々あつて吉野町が出て行かんといてやっていうようなことは出来ない。出て行ったらその空き家を利用して、吉野町で他所から来てもらうような努力をしてほしいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

野木議長

上滝議員、すいません。

先ほど、住宅用地の特例が適用されて、固定資産税が6分の1に軽減されておるといふ課長の答弁あつたと思うのですが、住民の皆さんに誤解を与えたらいけませんので、もう一度しっかり説明してください。

上滝議員

せやな、誤解招いたらあかんからな。

野木議長

山本課長。

山本協働のまち推進課長

失礼いたします。先ほど説明しました内容ですけれども、固定資産税の住宅用地の課税標準の特例ということで、小規模住宅用地については200平米以下の部分については、通常の標準課税額から6分の1に軽減をされています。また、一般住宅用地200平米を超える部分については3分の1ということで軽減

がされてるのですが、特定空家の認定を受け、それを受けた時点ですぐというわけじゃないのですけれども、指導・助言後、勧告という部分の処分がなされた場合については、課税標準額の軽減が外れるということで、その軽減策がなくなって本来の課税額になるということですので、すぐさまその6倍っていうのが、もともとその住宅用地で使ってることによって課税標準額は軽減されると、それが外れるんだということだけ間違いのないようにご確認いただけたらということでございます。

野木議長 はい、どうぞ。

上滝議員 その部分やけど、3分の1、6分の1はわかるねんで。一般の人から見たら、実際その評価額の3分の1なんか、それとも税額の3分の1なんか。どっちで。そこは難しい言葉で、税務課長おるさかい税務課長から……。

山本協働のまち推進課長 課税標準額ということですので、土地の評価で評価される課税標準額です。

上滝議員 要するに、鑑定された評価額にのっとった3分の1、6分の1ということの理解でいいんですか。

山本協働のまち推進課長 税額は、それで基づいて計算……

上滝議員 わかりました、それは100分の1.4やろ。

(「はい、1.4」 の声あり)

合ってますな、税務課長。わかりました。

(「すいません、補足で一点だけ」 の声あり)

補足。時間ないよ。

野木議長

はい、戸毛課長。

戸毛町民
税務課長

今の6分の1、3分の1の話で一点だけ補足がございます。

(「みんなに言うとして」 の声あり)

課税標準額で税率が適用になった後、本町につきましては、また別の特例がございまして、3分の1をとくんですけれども、新たに1.4掛ける前に0.7を掛けて税額を計算しますので、実際吉野町のほとんどの場合は、3倍とか6倍になることは少ないと認識をしています。

ただし、議員さんがおっしゃられましたように、特例が実際とれますので税額が上がることは間違いありませんけれども、6倍とか3倍になることはまずないというようなご認識だけはお願いしたいと思います。

(「よくわかりました。」 の声あり)

野木議長

はい、上滝議員終わりますよ。

(「はい」 の声あり)

本会議の途中ですが、コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

再開は2時からといたします。

(午後 1時50分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

再開いたします。

続いて、下中一平議員より出されております

- (1) 事務事業評価について
 - (2) 町有財産の利活用について
- の一般質問をお願いします。

下中議員。

下中議員

4番 下中でございます。

一般質問のお時間いただきましてありがとうございます。早速ですが、質問事項に入らせていただきます。

まず一つ目に事務事業評価につきまして、先に質問された方々の中にお答えが少しあったかと思ってお尋ねさせていただきます。

事務事業評価の内容につきまして、現行、令和4年度の事業が消化されているところですが、時系列で整理しましたら、令和2年度の事務事業評価が反映されての当年度だと、またあるいは3年度の決算がこの議会で全て終了した結果が決算報告されると思っておりますが、決算が終わった現時点で、同じように令和3年度の事務事業評価が終わっていると。それがまた今度、令和5年度に反映されていくというふうに事務事業評価を政策の中で反映させていくのには、そういう時間の流れなのかという前提の解釈をした上で質問させていただきます。

まず、事務事業評価自体は毎年いくらぐらいの予算規模の中で、職員さんがどのようにやってらっしゃるのかということをお尋ねしたくて、前回も軽く質問させていただきましたけども、もう一度説明お願いしたいです。

細かな数字までは結構ですよ、おおむねな形で結構ですし、どのような時期に上がって、どのような形で報告が上がっていくかということをお伺いしたいです。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

詳細の部分については、予算決算委員会でご報告をさせていただくことでございますが、行政評価推進業務といたしまして、令和3年度決算における事業

費として 265 万 5,000 円という形でお願いするものでございます。

最終的に事務事業評価に関する部分は、9 月中に公表させていただく予定で準備を進めております。

野木議長 下中議員。

下中議員 よくわかりました。

先ほど資料お配りいただきました中に重点事業の成果の説明書というのが入っておりまして、確かにそうだなと思うような、小中一貫校の新設にあたりましたり、コロナの事でしたりあるのですが、まず、重点事業という言葉をあまり聞かなくなったように議会におりまして思います。改めて今、重点事業だったんだなと認識するものもあれば、それは確かにそのとおりだという部分があるのですが、職員さんの事務事業評価がどのように反映されているかということも含めて、どのような形でその意見が反映されたり予算取りに影響して、具体的にどのような事務的な流れになっているのでしょうか。

野木議長 小西課長。

小西政策 まず、事務事業評価のみということでご答弁させていただきたいと思います。

戦略課長 事務事業評価に関しましては、第5次吉野町総合計画前期基本計画に位置づけられ、令和3年度に予算措置された事業と主なゼロ予算事業という形で、令和3年度に関しては152事業になっております。

その分で個別評価といたしまして、妥当性・有効性・効率性という三つの視点で評価を行い、それぞれの改善点の余地の度合いによって、Aからをつけさせていただいております。

事務事業の現状や取り組み方針、目的を達成するための課題を前年度の事務事業の評価を振り返りながら記入するということで、本年の事務事業評価の一定の総括的なところの部分を申し上げたいと思います。

前回の6月の折にも議員からご質問いただきまして、そのときにお答えさせ

ていただいたと思います。

事務事業評価の方向性というのは、本町の場合は担当者目線で事務事業の評価及び方向性、改善点を踏まえた上で、課室等の長が施策の方針と連動するように最終評価を実施いたしております。

さらに、年度末と決算数値確定、年度末とは通常3月、それから決算数値確定後というのは通常5月というところがございますが、その2回評価を実施し、その間の人事異動により担当者や評価者が変わっていても、それぞれの視点で評価を実施するようにいたしております。

また、次年度以降の中長期的な視点で、予算や人件費の投入についてどのような方向でいくのかという評価を行った結果の数値も行っております。今期の評価をした中で、予算投入額を下げていくという評価された事業が33事業、21.7%となって、またその中でも、人件費の投入を上げるもしくは現状維持していくという事業が11事業となっております。この部分につきまして、業務の費用を抑えて、人件費をそのままいくという事業改善を行い、住民サービスの質の向上を図ろうとする取り組みが、現状に表れておるといのが、現在の事務事業評価の総括として取りまとめさせていただこうと思っております。

野木議長 下中議員。

下中議員 評価と一言で言いましても大変難しいと思います。予算面での評価がCであっても、住民サービスとしてはAと考えるパターンがたくさんあると思うのですが、先ほど聞きましたように、例えば令和2年度の事務事業評価で大きくこの部分を取り上げたから、令和4年度はここに反映させたんだというものがあるのか、ないのか。

また、私たち議会で報告を受けましても、次はこうやっていくんだという方向、マイナーであろうとメジャーであろうと方向転換、また継続にするにしても、事務事業評価の評価が勘案されたようなご意見を理事者側からは、今まで聞いたことがないように感じます。その辺も含めまして、もっと反映すれば職員のやりがいまで含めて、透明化するんじゃないかというのがありまして、も

う少し事務事業評価をうまく、せっかく 265 万も使っている事業ですから、何とかもう少し私たちにも分かるような評価体系、もしくは反映されたエビデンス等が確認できればと思い、この質問させていただきました。よろしいですか。

野木議長 小西課長、どうぞ。

小西政策戦略課長 議員がおっしゃる事務事業評価を次年度予算へ向けてというところの部分について、少し補足的な説明をさせていただきたいと思います。

まず本町の行政活動というのが、施策、政策、事務事業という 3 つの三層構造になっております。

議員のおっしゃる事務事業評価は、事務事業評価以上に施策の評価も含めて、次の年度にどう取り組んでいくのかというご質問かと思い、お答えさせていただきたいと思います。

まず政策というのは、本町が目指すべきまちづくりの方向性や基本的な方針、総合計画の中でいう 4 つの政策というところでございます。

また施策とは、その政策を実現させるための具体的な方策というところで、34 の施策を展開させていただいています。

それと、それに伴う事務事業というのは、その施策を実現させるための道具的な手段、町が直接実施するものや補助金や交付金を実施するものなどがあり、先ほど申し上げました、施策に基づく令和 3 年度事業としての事務事業評価は 152 事業ということでございます。

実例を簡単に申し上げますと、昨年度事業終了完了いたしました「小中一貫教育事業」でございますが、これは町の目指すべきまちづくりの方向性の施策に「人を育む吉野町」という施策がございます。その「人を育む吉野町」の政策を実現させるための具体的な方策として「学校教育の充実」という施策がございます。その「学校教育の充実」という施策を実現させるための道具、いわゆる手段として「小中一貫教育校」を進めたと。

逆から申し上げますと、「小中一貫教育校の実現」を進めることによって、「学校教育の充実」という施策を充実させて、「人を育む吉野町」を実現しよ

うという三層構造というところになっております。

以上のような構造で、事務事業評価における次年度の反映は事務事業評価において、妥当性、有効性、効率性への視点で改善すべき点があるかどうかを評価する。その中で、当然ながら次年度についての評価や予算額や人件費を投入していくという部分で、その結果、成果が低いと思われる事業や誰のためにするのが明確でない事業といった評価になっている事業は、その結果を考慮した額で予算要求をいただくというところになっております。

また、評価する上において次年度以降の費用を見込んでいただいている。当初予算要求と一定の乖離がある場合については、当然事務事業評価と違ってまずよという形で詳細を求めて是正をいただく。また、事情に応じた形の説明をいただくということになります。

という形で、事務事業評価における次年度予算に反映する仕組みとなっておる。また、事務事業評価に事務事業に重点があるのか、施策に重点があるのかという議論は余地がございますが、施策を実現させるための道具的な手段である事務事業の評価だけでは、行政評価の評価は不十分であり、町民にとってわかりやすく重要なのは手段である、事務事業、個別事業ではなく、施策的な、例えば、小中一貫教育校の推進事業ではなしに、学校教育の充実という形での評価があると考えておられます。

当然ながら、施策においても評価時における事業、次年度の部分の費用も見込んでさせていただいているところと、加えて施策評価の中で、施策にひもづく事業の令和5年度の予算順位をつけさせていただいております。その点も考慮した上で、予算要求をお願いするところと、その評価も見据えて次年度以降に重点的に資源配分する議論を行い、政策レベルで戦略的な判断を行っていくというところで、まさに議員がおっしゃる、事務事業の評価を次年度に向けてということで、今度は事業だけではなしに施策的なところの展開を見据えた形での強弱をつけた形の予算配分というのをつけさせていただこうと思っているところでございます。

野木議長 下中議員。

下中議員

ご説明ありがとうございます。僕が伝えたかったのは施策の評価も大事ですし、事業の評価も大事なんですけど、今の小中一貫校の話は、これで良かったのか駄目だったのかというのはすぐに答えが出ない案件だと思います。

事務事業評価は、毎年するもので事務的なことを含め職員がうまく活動出来たか、目的を遂行出来たのか、チームワークも含めてうまくいったのかという、前回にもお話しさせてもらったように職員のモチベーションも含めまして、うまく活用していただくことが大事かと。職員が直に中から意見を唯一そういう形で表現していただける場所じゃないのかということもありまして、来年度予算の反映にうまく活用することをさらにお願ひして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

二点目に入らせていただきます。

町有財産の利活用につきまして、お尋ねさせていただきます。

吉野小学校、吉野北小学校が跡地の候補となっております、その町有財産の中で特段話題の最中だと思うのですが、前回お尋ねをさせてもらった案件ですが、一人あたりの町有不動産が吉野町は多いんだと先ほどの答弁にもございましたが、空き家ももちろんそうでしょうけど、まず町が自前で持っている不動産が活用出来ていない点がたくさんあるのじゃないかというところで、その辺の進捗状況、これからどういう形で進めていくのかというのが質問の大きな趣旨なのですが、町有不動産を点で数えずにゾーン分けしてみたときに、やはりこれは庁舎のことにも関わるのですが、ゾーン分けが大事になってくるんじゃないかと感じています。

単体の建物を見ましたら老朽化が進んでるだの、面積が広い狭い、使い勝手が良い悪いという、一つずつの建物に対しては良い面や悪い面が出てきまして、利用価値を決めるのが非常に難しいということが考えられると思うのですが、この地区をこういうふうなゾーンにしていくよ、こういうふうな未来を持って活性化させていくよというような大きな指針や方針がかねてから町長にお尋ねしてますグランドデザインに近づくお話なんですけども、そういうものの大きなメッシュの中から、それにふさわしいものを選んでいく、その前にその土地

の持っている性質、ここはこういう地区ですよ、こういうものが大事にされているところですよというような、もともとあるそこの性質、全て勘案する必要があると思うのですが、これはあの建物を貸してくれという一般の方を待ちながら利用活用していくというのは、点で点を抑えるようなものでして、非常に難しいんじゃないかな、時間がかかるんじゃないかと思われます。

そこで、戦略的に利活用を進めていくということに対して、やはり一つ何か大きな枠で事業を進めていかないと活性化が出来ないんじゃないか、なかなかハードル高いんじゃないかと考えています。

その中で、今の現況どのような形で戦略的なものを持たれているのか。また、そのゾーン分けですね、そういうものの指針的なものが町長の中であるのであれば、これはまだお話していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 ただいまの下中議員の一般質問でございます。

町有財産の活用、進捗状況を含めて特にランドデザインの部分が大きいのかと思っております。

今、吉野町の中で、両小学校の跡地利活用、そして庁舎、これは吉野町にとって大きな公有財産であり、その位置づけというのは認識をしていただいていると思います。私自身も、今回の2小学校、そして庁舎も含めて、公有財産の活用が今後の吉野町にとって未来につなぐために非常に重要であると。その絵をかくときに、また総務文教厚生委員会のほうで、ある程度示させていただきますので細かいことを今は申しませんが、その認識であります。

ただ一つだけ、時代の流れを読まないといけない。第5次総合計画の中にも、当然ゾーニングというのをしています。それは従来のにぎわいの拠点とかレクリエーション地区とか大きな枠組みであります。

ただ、その中の実態が今どうなっているか、そこには当然、アクセスである近鉄であったりとか、観光客であったりとか事業者数であったりとか、そういうことも含めて総合的に、当然、吉野町の中も大事ですけども、それを取り

巻くエリアというのはどうなっていくんだろうかっていう中で公有財産の位置づけを考えていかないといけないと思ってます。それが今回、跡地利活用や庁舎に含めてランドデザインになっていくかと思ってます。それを一つ、大きなランドデザインと捉えていただいたら良いのかなと思います。

あと、公共施設が町民一人あたり多いということの中で、そしたら全体最適を図るためにはどうしたらいいのか。もともと、先ほどの藤本議員の一般質問にもありましたけれども、全体的にはやはり多いし、維持していくためには縮小していかなあかんと。それをするためには、先ほども話したのですが、個別の施設計画を立てていかないと、それが出来ないということで、現在は吉野町の公共施設の総合管理計画、これに基づき管理を行っているわけですが、この辺の指針が改定され、また見直し作業を行っているところでございます。それに基づく個別施設計画というのも、非常に合意形成、特に町民さんにとって見たら、合意形成に基づいてそれをしていかないといけないということになれば利用状況であったりとか、稼働率であったりとかということも含めて、しっかりと個別施設計画をつくっていかないといけないという状況で、今進めているところでございます。そのためには、大きなランドデザインがあって、その優先順位も変わってくるかと思しますので、総務文教厚生委員会である程度その辺の部分も示せたらと思ってます。

野木議長 下中議員。

下中議員 また、総務文教厚生委員会の中の議論も楽しみにしております。先ほど質問された藤本議員の話もありました、マスターズの後どうされるのかという。今、何の活躍も出来ていない建物から、今現況はこう動いているというものまで、フル稼働しているものから最低限地域の方に使っていただいているようなものから、いろいろな形で町有財産が点在してると思います。先にも言いました、カヌーのマスターズが行われるか、行われぬか。行われる予定で進んでおりますけれども、行われた後、もうあくる年からは、また跡地利用という言葉に変わっていかれると思います。それも含めまして、民間活用というのは、先ほど

空き家の答弁の話に町長は、今の空き家をどうするかというのも大事だけでも、今空き家予備軍となっているものをどうするか。まさに、このままほっておけば、ああいうものも予備軍的なものになっていって、最低限動かすのがやっとだというような未来が、そうなると言い切っているわけではないですけども、なる可能性も含まれていると。

今町長の答弁がありましたように、10年20年先まで持続的にどうやっていけば、活性化も図りながら町有財産を管理していけるか、もしくは活用できるかというところは、先ほどの事務事業評価にもありましたけども、中長期的な計画が必要なのかなど。総計、もちろん10年単位で出されてますけども、つくって三年目に大きく変わってしまう話も時代の流れでありますので、やはり単年度の見直しの中に軌道修正が見出せるんじゃないかと思われま。

町有財産の不動産活用というところも、やはりゾーニングに分けると僕が強く思うのは、一点の建物だけをどうこうするというだけではもう收拾がつかない地区の20年後を想像して、こういうふうな活性化をするというような抜本的な考え方が大きく出されることを期待しておりますので、その辺も含めて、庁舎のことも含めてなのですが、大きな指針を今後出されていくことが、決定する条件の中に大きく左右するのじゃないかと思っておりますので、町長のリーダーシップを期待しまして質問させていただきました。

また委員会のほうでもその辺が聞けると思っておりますので、引き続きは委員会のほうで質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です、ありがとうございます。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願ひします。

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております

- (1) 町道の草刈り、側溝清掃について
- (2) 令和6年4月1日以降の可燃ごみ処理について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番 辻内でございます。

一般質問の機会をいただきありがとうございます。

一つ目の質問、町道の草刈りと側溝の掃除について質問いたします。

住民の皆様にとって道路の草刈りは、国道であれ、県道であれ、町道であれ、道路に区分はないわけではありますが、この場合は町議会ですので、町道に絞って質問させていただきます。

質問の背景について説明させていただきます。

町道の草刈りや側溝の清掃は、大半が住民や自治会の自主活動に任されているのが実態だと思います。

しかしながら、その自主活動をする住民は人口減少に伴って減ってきております。併せて高齢化も進んでおります。結果として、一人ひとりの負担が増していることに加え、作業時の危険性も増えています。また、住民の作業負担が増えたことにより、放置状態の道路も増えております。

したがって、住民の負担を今以上に増やしたくない。特に、作業時の危険性は何としても回避したいとの思いからの質問でございます。

また、言葉の定義をこの場で一つしておきます。

私がこの場で使う「道路の美化」「美しくする」というのは、草で路肩や道の端が見えないような状態。あるいは、上側から草や木の枝により見通しが悪いような状態。つまり通行する上で、危険なところを少なくする行為を「道路の美化」と呼ばさせていただきます。空き缶拾いなどの美化では、ちょっと違うということをお願いいたします。

それでは質問に移らせていただきます。

まず、吉野町内に町道は全長で約何キロあるのかお教え願います。担当課長わかりましたお願いします。

野木議長

森脇暮らし環境整備課長。

<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>町道の総延長は 200 キロ余りとなっております。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、実態は別にいたしまして、基本ルールをお教え願いたいと思います。</p> <p>まず、町道及びその道についてくる法面等の草刈り等、通行の妨げをなくすことは、誰の責任であるのかということについてお答え願います。</p>
<p>野木議長</p>	<p>森脇課長。</p>
<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>町道については路肩が法面の場合、法面の下までが道路敷となっていることが多く、そこまでが町の管理となっております。</p> <p>しかし、草刈りや側溝の清掃については、200 キロ全て町が実施することは困難ということもあり、地域住民の方々による清掃活動で周辺道路の草刈りや側溝の清掃を実施していただいております。</p> <p>人口減少や高齢化により清掃活動の実施が困難になっている地区もあると思いますので、地域間で作業が行き届かない箇所や交通量や草などの状況により対応が必要な箇所については、できる範囲で町が実施することも考えていきたいと思っています。以上です。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>結論を言ってくださったのですが、まず基本的には町道の管理は町だと。</p>
<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>はい。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>これは間違いはないですか。</p>

<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>はい。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>それでは次に、町道と境界を接している私有地。例えば、私の土地から草や木が出てきて町道の通行の妨げになっているというような場合、妨げの除去の責任は誰ですか。私有地の土地の所有者の責任。つまり、この例で言いますと私の責任ですか。あるいは、道路に関しては一定の範囲で町が管理責任を持っているのでしょうか、お教え願います。</p>
<p>野木議長</p>	<p>森脇課長。</p>
<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>町道隣接している私有地から草や木が町道に出ている場合については、おっしゃるとおり土地所有者の方に処理いただくこととなります。 ただし、町道に立木の枝が張り出したりして通行に支障がある場合などについては、町道の機能維持のため、町が立木の枝払いも実施することもあります。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>責任はあくまでも土地の所有者ですか。</p>
<p>森 脇 暮らし環境 整備課長</p>	<p>はい、土地の所有者です。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>はい、わかりました。 話が少し変わるのですけども、その町道の草刈りや側溝の整備の美化に関して、町に対してしてほしいという地区、あるいは自治会からの要望は年間どれぐらいあるのでしょうか。そして、実施されているのはどれぐらいあるのかお教え願います。</p>

野木議長	森脇課長。
森脇暮らし環境整備課長	<p>草刈りや側溝の清掃の要望につきましては、令和2年度は2件、令和3年度も2件ありました。</p> <p>要望内容についてはいずれも、通行上危険な木の枝払いや除草でございました。そして、町の対応につきましては、4件全て立木の枝払いや道路にはみ出た草の除去を業者に依頼し実施しております。以上でございます。</p>
辻内議員	<p>案外少ないので、驚いた次第でございます。</p> <p>続きまして話が変わりまして、環境衛生デーに関しましては、町道以外も対象となってくるわけですけれども、環境衛生デーの際に本人がけがをしたとか、あるいは、けがをさせてしまった。あるいは、車に石を当てた等の事故は過去に吉野町が把握してる範囲ではないのでしょうか。もしもあれば、分かる範囲でお示し願います。なければ、ないで結構です。</p>
野木議長	山本協働のまち推進課長。
山本協働のまち推進課長	<p>失礼いたします。</p> <p>自治会活動保険に関しましては、協働のまち推進課のほうを担当窓口となっておりますので、こちらのほうから回答させていただきます。</p> <p>平成29年度から令和4年8月直近までですけれども、約5年間に関しましては、ある程度のデータが確認出来ております。</p> <p>自治会活動としまして、町に報告がありました件数といたしまして、草刈りをしていて、また清掃活動中、本人のけがというものの報告は13件、また草刈り中の飛石による車両等への損害賠償につきましては7件あったというケースを確認しております。</p>
辻内議員	ありがとうございます。

野木議長	辻内議員、挙手をお願いします。 どうぞ。
辻内議員	ありがとうございます。 ということは、自治会の環境衛生デーの活動は傷害保険に入っているという理解でよろしいのですか。
野木議長	山本課長。
山本協働のまち推進課長	自治会の環境衛生デー等の活動ですけれども、こちらにつきましては、清掃奉仕活動やイベント各種開催、一年間通じて保障されるという保険が自治会の活動保険となっておりまして、その中で事故等に対する傷害保険、けがであったりとか、また車両とか相手に対しての賠償責任保険、そういったものも支払われているという、そのお支払いにあたりましては各自治会のほうで保険料を一部負担しまして、一部町が助成金を出すと、区長連合会として掛金を支払っているという状況になります。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	確認ですが、保険に入ってるのは、あくまでも各自治会だということですか。逆に言うと入っていない自治会もあるということですか。
野木議長	山本課長。
山本協働のまち推進課長	区長連合会として、町の9自治会全てが一つ吉野町として加入しているというところでございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

この質問のまとめを申し上げます。

先ほど課長からありましたように、約200キロもある町道の全てを町が美化活動をするには、金銭的にも時間的にも不可能であると。また、町道といっても、多くの住民が日常的に使う町道もあれば年に数回誰かが通るだけの町道もある。住民の協力なくして美しい町道を継続することは出来ないと考えております。

一方で最初に申し上げたように作業する人は減ってきてます。また、超高齢化に伴いまして、作業時の危険性も増してきているのが実態だと思います。先ほどの山本課長のお話からもあったように、けがされる方もやはりゼロではないということでございます。

このことから今まで、年2件という美化の要請のようですけども、自治会から出てくる美化活動に対しては、ほぼ対応できるような予算確保を今後もしていただきたいと、このように思います。

また、傷害保険に入っているということでございますけども、このことについても各業者にも含めて徹底していただければと、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

二つ目の質問に移らせていただきます。

令和6年4月1日以降の可燃ごみ処理について質問いたします。

まず、質問の前提を確認させていただきます。

現在、檀原市へお願いしている吉野町の可燃ごみ処理の契約が、令和6年3月31日までと理解しておりますが間違いございませんでしょうか。担当課長もしくは町長、副町長よろしくお願ひいたします。

野木議長

課長。

森 脇

そのとおりです。令和6年3月31日までとなっています。

暮らし環境 整備課長	
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>住民の方々にも期限というのが記憶の中にあって、その先のことが不安で私に問合せされる方もたくさんおられます。この住民の皆様の不安を少しでも減らすための、本日の質問と受け止めていただきたいと思います。</p> <p>まず、昨年12月の議会の初日の町長のごあいさつの中に現時点、つまり12月時点で、やまと広域環境衛生事務組合、やまとクリーンパークへの可燃ごみの搬入の受け入れの要請をさせていただきまして、協議・交渉にしているということで皆さん方に報告をさせていただきたいと思いますというお話が町長からございました。</p> <p>現在でもそのことは変わらないでしょうか。また進捗がありましたら、今話せる範囲で結構ですのでご説明願います。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>辻内議員の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>昨年の12月の報告から変わりはありません。その中で現在の進捗状況を少しお話させていただきたいと思います。</p> <p>やまと広域環境衛生事務組合が慎重に周辺自治会と協議中でございます。然るべきタイミングで吉野町から関係自治会への受け入れの同意をお願いすることも考えているという状況でございます。</p> <p>そして、並行して協定書締結に向けた要望を組合にお願いしているところでございます。常に厚生組合である首長と、我々の状況も報告しながら進めているという状況でございますので、それ以上のことは、今の段階ではお答え出来ませんので、よろしく願いいたします。</p>

野木議長	辻内議員。
辻内議員	答えられる範囲で結構なのですが、どの場面かが議事録から私、拾えなかったのですが、どなたかの質問に対する町長のお答えとして、組合への加入ではなくて、貸払いの焼却依頼の契約締結に向けて進めているという説明がございましたが、現在もその方向で間違いはございませんか。
野木議長	森脇課長。
森脇	はい、組合への加入はございません。
暮らし環境整備課長	今櫃原市さんとは、受け入れていただいたごみ量に見合った金額を負担金としてお支払いをしています。それと同様の委託で受け入れをお願いしているところです。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>話が少し変わりましたが、やまと環境衛生事務組合のことをネットで調べましたところ、設立時に周辺自治体に多額の協力金を交付されているようでございます。言いにくいことかもしれませんが、吉野町には同じような協力金のお話があるのかなと。</p> <p>一方で組合に入らないということは、何年か期限が切られてくるということになってくるかと思うのです。そうすると、この協力金のありようと、協力金そのものに私どうこう払うべきだとか払うべきでないとかそんなこと言うつもりは全くないんですが、協力金は一同に多額を出す一方で契約は毎年見直すというようなことでは、ちょっと話がなかなか難しいのかというようなことがあるのですが、その辺りのバランスをお話しできる中でお教えいただけたらと思います。</p>

野木議長	森脇課長。
森脇 暮らし環境 整備課長	<p>協力金につきましては現在、周辺自治会とやまとの組合が協議中でございます。今後、その中で受け入れに係る条件が提示され、組合と吉野町で協議することになると考えています。</p> <p>また期限につきましては、今はまだ決まっておりませんが、今後協定書締結に向けての協議の中で、できる限り長期間での受け入れをお願いしたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">（ 「ありがとうございます」 の声あり ）</p>
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>次に、ちょっと話が変わるのですが、現在の三町村のクリーンセンター、旧焼却場の取り壊しが遅れております。遅れた決定についてどうこう言うつもりは全くございません。</p> <p>そういう中で、令和6年4月という、あと一年半しかないのですが、期限は大丈夫なのかと。もともと旧焼却場の後には、大型のパッカー車への積み替え場所を建設して輸送の効率化を図る、あるいは焼却場への持込みを可能にするということだったと思うのですが、その心配がないのか。簡単に言うと、今檀原市へお願いしているような同じような形で運用できるのかということについてお教え願います。</p>
野木議長	森脇課長。
森脇 暮らし環境 整備課長	<p>令和6年4月という期限につきましては、期限内に協議が整うように進めております。</p> <p>また積み替え施設につきましては、ごみを収集している車両で、檀原市へと持って行っている状況と同じように搬入できるようお願いをしておりますので、積み替え施設がなくても運用できると考えています。</p>

(「わかりました。安心いたしました。」 の声あり)

野木議長 辻内議員。

辻内議員 最後に、今後の日程について質問いたします。

住民の皆様にとっては、令和6年4月1日というのはもう一年半でございます。そんなに先ではございません。

住民の皆様は、令和6年4月1日からこうなりますよということを報告できる目標をいつだと決めておられるのか。約束は出来ないと思うのです。交渉というか、お願いしてる相手があることですから、約束は出来ないと思うのですけれども、来年の9月の今にはもうやるよとか、いやもうちょっとかかりそうとか、もっと早そうとかかなにかそういう町長の思いで結構ですから、お話しただければと思います。

野木議長 中井町長。

中井町長 私が昨年の12月に報告をさせていただきました。その当時から、令和6年3月までというのは、もうこれお尻が決まってるわけでございます。ですから、一日でも早くというのが、今のお答えになるかと思えます。

来年の9月とか7月とかではなく一日でも早く。一番目の質問でお答えをさせていただきました、現在、関係自治会へ受け入れの同意、この辺も今伺いすることも考え、協定書締結に向けた要望を組合にしているということでおりますので、一日でも早く。それが私の今の精いっぱいのお答えになろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 一日も早くということをお願いいたします。

もう一年半しかございませんので、また住民の皆様の中に不安の声が渦巻く

ようなことがないように、くれぐれもよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、山本義史議員より出されております

(1) 吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用について

(2) 本庁舎場所の選定について

の一般質問をお願いします。

山本議員、ここで本質問事項の留意点について申し上げます。

両小学校の跡地利活用また、本庁舎設置場所に関する内容につきましては、現在総務文教厚生委員会において継続審議中であるため、委員会の審査権が優先されます。十分留意の上、質問を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

山本議員。

山本議員

5番 山本義史でございます。

質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

前回、前々回も30分の時間というのが、ちょっと足らずに途中で終わっているところが多かったのですけれども、今日はゆったりと質問をさせていただけるんじゃないかと思っております。

発言事項のほうです。

吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用についてということで、2校の跡地利活用については、新庁舎場所の決定を検討するということであり、9月議会

以降での委員会で検討されますので、先ほど議長が言われたように、今後のことは委員会のほうにお任せしたいと思っております。

そこで、今までのサウンディング調査の吉野町の基本的な考え方であったり、あるいは吉野町小学校跡地活用地域懇談会等についての吉野町の考え方というのは、今まで行ってきたことについて質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、今までのサウンディング調査の中で、その中の利活用方針案についてでございます。前回、一番最後で質問させてもらって答えをいただいたんですけども、そのあとちょっと答弁といいますか、確認をすることが出来なかったということで、今回また改めてするのですけれども、避難所の機能の維持というところでこう書かれております。

現在吉野小学校は、土石災害や地震時の避難場所に指定されていることから、民間による学校跡地の利活用を行う場合においても、事業に支障のない範囲で避難所機能について検討をすることとするという中で「事業の支障のない範囲で」や「検討する」は不必要で「避難機能は維持すること」が良いのではないかと。すなわち、事業に支障がある場合は避難所としては利用出来ませんよというのはおかしいのではないですかという質問に対して小西課長は、「選択肢として多く持っていこうという意向で、改めてちょっと弾力的な形のもののお話をここでさせていただいておるというところでございます」というところで時間がなくなってしまったのですけれども、結局のところは、避難所機能というのは維持されるのでしょうか。それともされないのでしょうか。

野木議長

小西課長。

小西政策
戦略課長

避難所機能は維持する方向で町のほうは検討していきたいと思っております。

ただ、この事業を着手するにあたって提案方式を取り入れたいと考えておりますので、事業者の中で提案として私たちが維持していきたい形のものという部分でそういう表現になっているのですけれども、町の意向としてそういうもの

があれば、事業者はその部分を優先的に持って行っていただくというところについては、その事業者の提案の避難所の部分に関しては高得点というか好印象の部分が残ると。ただ、事業の範囲内だと書いたのは、全く一切出来ませんよということであれば、その事業者を選択するのに私たちは躊躇せざるを得ないというところで、私たちの中ではそう書いてある部分は維持していきたいという表現がその形になっております。

山本議員 吉野小学校においては、グラウンドもヘリポートとしても活用されとるということで非常に重要な場所で、南奈良総合医療センターから飛んできたヘリコプターが、河川敷におりるなんていうのは難しいなど。やはり、吉野北小学校であったり、吉野小学校のグラウンドであったりということで、これは近隣住民だけでなく吉野町住民の生命をかけたようなものでございますので、やはりそこはウエイトというよりは、やはり確保していただきたいと思うのですがどうですか。避難所機能の維持ということで。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 議員のおっしゃるとおりだと思うのですが、その局面だけでいうのではなく、全体としての避難場所ですし、それと、ドクヘリのというところも一つですし、いろんな部分も総合的に判断していきたいという形で利活用方針案ということを示させていただいておるというところでございます。

山本議員 なかなかちょっと難しい部分で、避難所機能あるいはヘリポート機能もマスト条件であるように私には思われるのですけれども、続いて同じような場合です。

地域住民の利用のところで、これまでの地域のスポーツ団体による利用や地域でのイベント等を実施してきたことを踏まえ、事業に支障のない範囲で可能な限り地域住民等は継続して利用できることが望ましいということが書いてますけれども、今現在、スポーツ少年団野球であったり、そういった活動をしてお

ります、バレーボールであったり、それを事業に支障があるから止めてくれというのは、住民の方からよく言われることで、やっぱり吉野小学校のグラウンドでやりたいというふうな、それは要望してほしいというふうで大分と言われておりますので、この文章に限っても、事業に支障のない範囲での「可能な限り」は不要なんじゃないかと思うのですけどもどうですか。同じようなことなのですけども。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 同じように総合的な形でさせていただきたいと思って、そういう形で表現させていただきます。

山本議員 はい、わかりました。

それから続きまして、敷地全体活用というところで、校舎、体育館の建物も含め、学校敷地全体を活用することとするというふうにあります。例えばの話です。吉野小学校の校舎やグラウンドの半分どちらでも結構です。どちらかになるかもわかりませんが、半分は公的利用で、半分は民間利用もありだというふうに考えますけれどもいかがですか。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 今までの発言と一緒にございまして、それも含めて総合的に判断すべきかと思っております。

ただ現に、全てを使いたいというリクエストがある事業者がかなりいたという部分は付け加えさせていただきたいと思っております。

野木議長 山本議員。

山本議員 ということは、場所のシェアリングというか、半分が公的利用で半分は民間

利用もありうるという柔軟な考え方で良いわけですか。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 まず、学校跡地の利活用につきましては、本年3月の第1回定例会の期中の委員会でご説明申し上げて、ご承認賜ったと考えております。その折の中で、学校跡地の部分の事業を進める中で庁舎の老朽化というような部分が出てきたので、関連性はあるけども先に庁舎の適地の選定を優先すべきというところで、スケジュールについても半年間ずらさせていただいております。庁舎の適地の部分がどうなるかに応じて、利活用方針というのが改めて変わってくるということがその中に示されておるかと思っておりますので、この中の部分としては現状としてお答えすることは、なかなか適さないと思っております。

野木議長 山本議員。

山本議員 もちろん、庁舎がどこになるかによって大きく変わってくることでありますので、庁舎選定を先にして、そのあと利活用ということなので、もちろん方向が若干変わるというのは大いにありうることだと思います。

ただ、今の小西課長の話の中で3月に「承認」されたと言われたのですが、これは案で示されただけであって「承認」した記憶はないのですが、いかがですか。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 申し訳ございません。「承認」という言葉はふさわしくないのかもわかりませんが、利活用方針としてスケジュールも含めて、この形でいくというところをご協議いただいたかと思っておりますので、それが議決案件等というふうな部分ではないので、改めてその「承認」という言葉については訂正させていただきます。

野木議長	山本議員。
山本議員	<p>非常に利活用というのは吉野町民にとって、今後10年後、20年後、50年後ですかね、半世紀後にも非常に重要なことであると思います。</p> <p>特に吉野小学校跡地は、吉野町の所有地でも最も価値のある中心的な場所であり、町長がよく言われているように、にぎわいの場所としては一番良い場所じゃないかなと私は思っています。</p> <p>一企業に、吉野小学校の敷地全体、校舎、体育館、グラウンド、全てを提案、そして活用させるのではなく、先ほど言いましたように、場所のシェアリング、例えば、校舎を全部使うのではなくて一部を公的に、一部を民間が、あるいは時間的なシェアリング、昼間はグラウンドをここが使い、夜はここが使うとか、それも半分を使うとか、そういったことも考えられると思うのですが、そういうこともやっぱり頭の中にはありますか。それとももうない。</p>
野木議長	小西課長。
小西政策戦略課長	個人的な見解になるというところが一つ。それから今現状まず、なぜ吉野小学校、吉野北小学校両校の利活用をとめておるといのは、関連性のある庁舎適地ということをご議論いただいておりますので、発言のほうは控えさせていただきたいと思います。
野木議長	山本議員。
山本議員	<p>また委員会でも、適所で質問をさせていただきたいとは思いますが。</p> <p>ちょっと話は変わりますが、サウンディング調査の企業名は公表されておられません。それは、私はある程度理解しておりますけれども、調査対象の中に吉野町の企業、吉野町内企業というのは入っていましたか。</p>

野木議長 小西課長。

小西政策
戦略課長 質問のご趣旨はわかりかねますが、その企業さんがおられた、おられなかつたかというのも回答すべきではないと判断いたします。

野木議長 山本議員。

山本議員 例えば、その製材組合さんが、懇談会のときに話が出た、要は製材の置場所になったり、乾燥機であったりとか、そういった話もたくさん出てきとると思うのですけれども、そういった利用の方法も僕は一つではないかなと。配慮すべきことではない。今後、利活用を考える上でやっぱり、吉野町内の企業とかあるいは店舗とかも、その方針がだんだん決まってきましたら含めて検討していただきたいと思っております。

続いて、校舎等の状況の中で、表2の3というところなのですが、法定耐用年数というのが書かれております。この数字は何かぱっと聞くと、法定で決まっている耐用年数の様に聞き取られます。小西課長が3月の議会の中には、「残り使用年数」という表現も使っておりましたけれども。実際の法定耐用年数というのは、単に減価償却の期間を示すものであって、あたかもその年数を過ぎると使用出来ないのではと誤解されるような表現だと思います。建物の寿命というのは耐用年数が正当で、耐用年数の説明では、耐用年数すなわち建物の寿命は、これ書いてあることなのですけれども、鉄骨造も鉄筋コンクリート造も適切なメンテナンスができれば50年から60年、場合によっては100年近く維持できるとも言われているということで、この校舎等の概要の書き方ですと、このデータを見た人は今後使えないのではないかと勘違いするような表現だと思うのですけれども、要は注釈のところ、耐用年数の中には鉄骨の厚さがどうであるとかによって耐用年数が37年であったりとかいうのはありますけれども、やっぱりこれ注釈の中にも「法定耐用年数とは減価償却の期間を表すものである」とかいう説明文を書いたほうが親切だったのではないかなと思うのですけど、その辺りはいかがですか。

野木議長	小西政策戦略課長。
小西政策 戦略課長	<p>ただいまご質問いただいている内容というのが、3月の折に委員会中で発言をさせていただいた内容でございます。先ほど議長のほうからお話ありました。継続審査中の案件というところでございますので、この場でご答弁させていただくのはふさわしくないかと考えております。議長のご采配を賜りたいと思います。</p>
山本議員	あ、結構です。
野木議長	よろしいですか。
山本議員	<p>はい。</p> <p>次に類似事例の分析のところの表3の1にあたりますけれども、6か所の類似事例を挙げておられます。</p> <p>和歌山県の海南市、滋賀県東近江市、三重県四日市市、鳥取県八頭町、奈良県橿原市、兵庫県神戸市、どうして市町村類型が吉野町と同じⅡ－2というやつですね、Ⅱ－2類型の類似事例を調べて載せなかったのかなど。</p> <p>人口の違い、産業構造も違うところばかり載せて、特に市なんて人口が全然違いますし、産業構造も全然違う。これでは参考にならないと思うのですけれども、これも非常に不親切である。</p> <p>なぜ同じ類型のところ、例えば人口規模が5,000から10,000、これがⅡですわ。それから産業構造、これによって1、2まで同じⅡ－2というのがいっぱいあるはずなのに、どうして市の参考事例ばかり載せたのか、その辺りちょっとお聞かせ願いたいんです。</p>
野木議長	小西課長。

小西政策 戦略課長	<p>そのときにも副議長のほうからお話しいただいたと記憶しております。</p> <p>それは類似事例という形の部分で出させていただいておりますが、類似団体の利用という形で出させていただいておりますものではないですということでご説明、ご報告させていただいたと思っております。</p> <p>というのは、様々な利用形態がありますよと。本町は、その真似をしてというんじゃなしに、大きな違いの部分を出すことによって、いろいろな方向性があるということを示させていただいたところで、奈良県橿原市の場合は、恐らく、奈良県の耳成高校の再利用の部分であったかと思えます。その形の利活用もありますということをお示しさせていただいたと思っております。</p>
野木議長	<p>山本議員、非常に理事者側が答弁に苦勞しとるといいますか、満足な答えが出てこないような状況がありますので、明日の総務文教厚生委員会で色々と意見を言っていただいたらいかがかと思うのですが。</p>
山本議員	<p>はい、わかりました。それでは、回答は結構でございますけれども、小学校の跡地利活用表3の2ということで、中荘小学校や旧国栖小学校、旧中竜門小学校の事例が載っていますが、今まで吉野町の学校跡地利用と決定的に違うのが、地理的に吉野町の一等地であるということで、吉野町のにぎわいのある場所をつくるのであれば、庁舎が来る来ないは別として、この場所が非常に重要になってくると考えております。このことを考えながら学校跡地の利活用を考えていただきたいと切に要望いたします。</p> <p>それでは続きまして、もし答えにくかったら答えなくて結構でございます。</p> <p>吉野町の小学校跡地活用地域懇談会についてということで、前回の議会におきまして、吉野町の小学校跡地活用地域懇談会の部分での町長の発言です。</p> <p>今回の懇談会というのは、検討委員会でも何でもございませぬのでと言っておりましたけども、学校跡地利活用において検討委員会であったとしても、懇談会であったとしても違いはないのかなと、私はどちらも同じように住民の意見を聞くということは、非常に重要で良いことだと思っております。</p> <p>以前、ほかに懇談会をしていただきたいとお願いを町長にしましたけれども、</p>

町長は「バランス良く町民の皆さん方の意見を聞いていくやり方は何なのかということ、これからもしっかりと検討してまいりたいと思います」と回答されましたが、検討していただいておりますでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 小学校跡地に関しては、3月で一旦止まっています。委員会でもお答えしたと思うのですが、参考意見として意見を出してもらおう。今までの役員、区長さんとかというそれで検討するのではなくて、若い世代、多種多様な方々の意見を聞くという形でさせていただいたというのは委員会でも申し述べたと思います。多様な意見、バランスの良い意見というのは、明日の総務文教厚生委員会でも方針のほうを示させていただきます。何がバランス良いのかというやり方の問題もあろうかと思っています。今までのように役員さんに来てもらう、それはバランスが良いのかではなくて、行政サービスの利用アンケートもしっかりです。できる限り多くの方々が意見が言える。それはデジタルの中で、LINEもありやと思いますから、今まで意見が言えなかった若い世代も含めて、高齢者の方々まで聞き方、意見の出し方、そして伝え方、ここをバランス良くするというのは、明日の文教厚生委員会以降にもしっかりとやっていきたいと思っています。以上です。

野木議長 山本議員。

山本議員 そのとおりです。町長が言われたその答弁の中で、どうして吉野町の基軸産業である木材関連産業と観光関係が入っていないなどという質問をしたときに、木材関係は吉野貯木未来会議が出席していますよと、観光関係は商工会という組織が経済団体でそこに観光の方もおられますという答弁をされたと思うのですが、商工会ではなくて商工会青年部長が一人出席されていたということですので、やはり基軸産業であるんやったら、別の懇談会、意見を徴収するような場所も必要だったんじゃないかと思っておるのですが、それも

また、3月に話したと言われるとあきませんのでやめておきます。

吉野町の小学校跡地活用地域懇談会の在り方なのですが、懇談会より先にサウンディング調査が行われました。一次調査が令和3年7月15日から8月13日、二次調査が同じく昨年の9月3日から9月9日、その後一か月後に地域懇談会が、第一回目が昨年の10月5日、第二回目は昨年の12月2日、第三回目が今年の1月30日と行われていました。そして、その中で第二回地域懇談会の際、12月2日の際にサウンディング調査の結果を発表しております。その結果によって、地域懇談会がサウンディング調査の結果に大きく影響されているのではないかと懸念しております。といいますのは、私が2月に懇談会に出席した吉野町民の方に聞き取りをさせていただきましたところ、新庁舎は北小学校に決まっているのではないかと人さえおりました。

私が思うのは、サウンディング調査の前にこの懇談会が行われていたほうが、もっと町民の率直な意見が聞き出せて、サウンディング調査もその後行われたら有益にいったのではないかと考えております。これも意見は求めません。

学校跡地の利活用において優先すべきは吉野町民や吉野町の企業であり、そのあとが町外企業になるのじゃないかと根本的には考えております。より良い吉野町にするために我々も含め、より多くの方々の意見を聞き、吉野町の方向性を一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後ともなお一層よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、本庁舎場所の選定についてでございます。

これも本庁舎場所の選定については、今回の定例議会で発表があると思われるので、庁舎選定については委員会での議論となる場所ですので、今回の質問はこれまでのところのことをお教えいただきたいなと思っております。8月23日の本文教厚生委員会に議論されました、そのときの確認だけですが、新庁舎の適地選定を吉野町がまず議会に説明があり、その後吉野町民への説明があり意見を聞くとのことでよかったですか。

野木議長

中井町長。

中井町長	<p>それで結構かと思います。</p> <p>議会に方針を示させていただくということで、そして町民さんに説明をする と。</p>
山本議員	<p>ありがとうございます。町民の意見を全く聞かないというのは、やっぱりおかしいと思いますので、よろしく願いいたします。24日の総務文教厚生委員会の中で辻内議員が「安くて安全なところに本庁舎が出来ました、でも、すごく不便です。住民の方が使いにくいですではよくないんじゃないか」と、住民の利便性も重要であるという意見がありましたが、それに対して改めて住民の利便性の重要性というのは、町長どれぐらいのウエイトで考えておられますか。</p>
中井町長	<p>総務文教厚生委員会でお話しさせていただきました、優先すべきところ今の要求の中で安全性、経済性という形で言わせていただきました。ほかの部分については、明日の総務文教厚生委員会でお話をさせていただきます。</p>
野木議長	<p>山本議員。</p>
山本議員	<p>何回か言ったかもわかりませんが、基本的には調査は必ず必要になりますけども、吉野町の本庁舎をどこに持っていくか、それは基礎的な調査をもとに安全性と経済性をベースにしながら、一番大切なのは吉野町民の方々の意見、利便性、次に職員の方々の意見、あるいは利便性、次に町外の来庁者の利便性であります。これからもそれらの方々の意見を集め、皆さんが納得できるような案を出していただき、より良い本庁舎場所の選定にしてほしいと思っております。</p> <p>私は、吉野町民の方々に聞き取りをさせていただいた方から、吉野町の将来にとって非常に重要な案件であるため吉野町新庁舎場所の選定については、住民投票を望んでいるという人が少なからずおられるということも知っていただきたいと思っております。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>

野木議長

一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

7日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等審査をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

7日 午前10時 総務文教厚生委員会

8日 午前10時 産業建設委員会

9日 予備日

10日 休会

11日 休会

12日 午前10時 予算決算特別委員会

13日 午前10時 予算決算特別委員会

14日 午前10時 予算決算特別委員会

15日 予備日

16日 午前10時 本会議（第2日目）

7日からの委員会には十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 3時 16分 散会 ）

令和4年第3回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和4年9月16日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月16日 午前10時15分開会
4. 応招議員

1番	藤本昌義	2番	辻内正誠
3番	上佳宏	4番	下中一平
5番	山本義史	6番	上滝義平
7番	野木康司	8番	中西利彦
9番	西澤巧平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	土居正明	参事	黒田祐介
総務課長	辻中哲也	政策戦略課長	小西修司
協働のまち推進課長	山本剛	町民税務課長	戸毛祥博
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	森脇登志男
農林振興課長	乾 悌	産業観光課長補佐	谷村延彦
教育次長	上林勝則		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	坂本やよい	主 事	川崎由果
-----	-------	-----	------
10. 議事日程

日程1	委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第35号の議案の撤回について
日程3	議第30号 吉野町デジタル変革条例を制定することについて
日程4	議第31号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて
日程5	議第32号 吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公

		費負担に関する条例の一部を改正することについて
日程 6	議第 33 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程 7	議第 34 号	吉野町税条例等の一部を改正することについて
日程 8	議第 36 号	令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 9	議第 37 号	令和 4 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 10	認第 1 号	令和 3 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 11	認第 2 号	令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 12	認第 3 号	令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 13	認第 4 号	令和 3 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 14	認第 5 号	令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 15	認第 6 号	令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 16	認第 7 号	令和 3 年度吉野町水道事業特別会計決算の認定について
日程 17		要望等
		追 加 議 案 等
日程 18	同第 9 号	吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程 19	同第 10 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程 20	議第 38 号	令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について
日程 21		常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
日程 22		議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 9月6日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告をお願いいたします。

まず、総務文教厚生委員会 西澤 巧平委員長にお願いします。

西澤委員長

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託をされました議案の審査並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、総務課所管の議第30号「吉野町デジタル変革条例を制定することについて」は、吉野町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民の役割を明らかにするとともに、その基本原則として ①町民の利便性の向上 ②行政の業務効率化 ③デジタル化に関する関係人口の創出を定め、吉野町を活性化し、持続可能な地域社会への変革を行うことを目的とする条例の制定であるとの説明を受け、審査の結果、本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第31号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、現在、総務課が所管している「秘書・渉外に関する事務」について、町施策の総合調整、企画推進を迅速に進めるため、政策戦略課に移管する条例の制定であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第32号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」は、公職選挙法施行令の一部が改正され、物価の変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動の公営に要する限度額が引き上げられたことから、これに準じ、吉野町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費の限度額の改正であるとの説明を受け、異議

なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 33 号「職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて」は、国家公務員に対し講じられる妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援の措置について、国家公務員との権衡を保ち、町職員に対し同様の措置を講じるための、改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

続きまして、町民税務課所管の議第 34 号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、民法、地方税法等の関係法令の改正に伴い、吉野町税条例並びに吉野町税条例の一部を改正する条例の規定を改めるための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項ですが、総務課所管の「新庁舎設置場所選定に係る説明について」は、「町役場の現状」並びに「役場設置場所比較に当たっての考え方」についての説明があり、旧吉野小学校、旧吉野北小学校 2 校と、現庁舎の建て替えや、吉野町中央公民館を新庁舎の候補場所として新築や改修活用、機能を分散するなど八つの案を安全性や経済性、アクセス性や利便性、計画性などの観点で比較検討を行った結果、旧吉野小学校の改修活用案の総合評価が最も高い点数となった旨……。

野木議長 委員長、吉野北小学校です。

西澤委員長 間違えましたか。

野木議長 はい。

西澤委員長 間違えました、すいません。

その結果、旧吉野北小学校の改修活用案の総合評価が最も高い点数となった旨の説明を担当課より受けました。続いて、町長からの結果を踏まえた上での、町のグランドデザインについて説明があり、住民の安心安全、経済性を最優先に判断した結果、旧吉野北小学校の校舎等の改修を行い、町役場新庁舎として

活用するという方針が示されました。

以上が本委員会における調査審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、産業建設委員会 下中 一平委員長にお願いします。

下中委員長 産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、9月8日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、小名自治会長 井上 敏 氏、殿川自治会長 竹内 一 氏より提出されました「町道32号線補修についての要望について」は、理事者側から町道中竜門32号線の現状についての説明があり、一部緊急性があると判断した箇所については、近々着工予定をしているが、他の部分については、他地区からの出ている要望と合わせて精査したうえで、5年度から順次改修を実施していきたいとの報告を受けました。本委員会としましては、改修工事の必要性は十分理解できるのでありますが、今後の財政状況並びに他地区との整合性、緊急性等を勘案しながら、優先順位を決めて対応していただきたいと申し添え、本要望を継続審議することといたしました。

続いて、付託議案以外に暮らし環境整備課所管の吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）の概要については、生活環境の保全及び災害の防止のため、盛土等の事業区域の面積、高さの基準を設け、その基準を超える場合は許可制度を導入し、該当事案に対して監視体制を強化することにより、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、必要な事項を定めるものであり、今後令和4年12月議会、もしくは必要に応じ臨時議会で提出したい旨の説明を受けました。

次に、吉野地域日本遺産活性化協議会「日本遺産」継続審議の状況について

は、これまでの取り組みの経緯と現状・今後の流れについての説明を受けました。

本委員会といたしましては、日本遺産の重要性を鑑み、引き続き認定を受けられるよう構成町村と連携を図り、取り組んでいくよう求めました。

以上が、本委員会における調査審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について継続して審議審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、予算決算特別委員会 山本 義史委員長にお願いします。

山本委員長 予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、9月12日、13日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第35号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第6号について」補正規模は4億4,707万8,000円の増額で、予算総額を59億3,778万3,000円とし、債務負担行為の補正は「世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金支援業務委託料」の限度額1,320万円を追加し、地方債の補正は限度額の変更で「公共交通活性化対策」を3,960万円減額、「空き家対策」を100万円増額、「南和広域医療施設整備」を570万円増額、「臨時財政対策債」を834万5,000円減額し、地方債全体としては限度額を4,124万5,000円の減額になるものであり、歳入の補正は、減収補填特例交付金の減額に伴う「地方特例交付金」4万7,000円の減額。普通交付税の交付決定に伴う「地方交付税」7,290万9,000円の増額と、国庫支出金については、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」「新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金」合わせて9,954万6,000円。「デジタル田園都市国家構想推進交付金」2,206万7,000円の増額。県支出金は、「移

住支援事業補助金」75万円の増額。繰入金は、「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金」1,875万5,000円。「町営住宅改修基金繰入金」330万円。繰越金は、2億7,104万3,000円の増額。町債は、「過疎対策事業債」と「臨時財政対策債」を合わせて4,124万5,000円の減額であり、歳出の補正は、「デジタル化推進関連費用」として1,875万5,000円で、その内訳は、庁内のデジタル化推進事業として798万1,000円、住宅使用料システムのデジタル化にかかる費用として91万9,000円、介護保険事業特別会計と後期高齢者医療特別会計におけるデジタル化推進のための繰出金として、合わせて985万5,000円である旨の説明がありました。

そのほかの事業費としては基金積立金として、「財政調整基金」「減債基金」「庁舎整備基金」に各1億円、「地域政策総務事業」の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還金196万4,000円、「移住定住促進事業」の空き家改修事業補助金並びに移住支援事業補助金200万円、「子育て世帯臨時特別給付金事業補助金等」の返還金として155万円、「南和広域医療企業団支援事業」の施設整備事業負担金570万円、「新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用」として1億1,380万9000円。

「町営住宅管理事業」の町営住宅跡地利用計画、業務委託料330万円の増額等であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第36号「令和4年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について」歳入の補正は「繰入金」として一般会計繰入金399万7000円。

歳出の補正は「総務費」でデジタル化推進のためのシステム改修委託料等399万7,000円の増額であるとの説明があり、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。

次に、議第37号「令和4年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について」は、保険事業勘定の補正であり、歳入の補正は「繰入金」として一般会計繰入金585万8,000円。「繰越金」は3,534万4,000円の増額で、歳出の補正は「総務費」で、デジタル化推進のためのシステム改修委託料等585万

8,000円。「基金積立金」としては、財政調整基金積立金1,240万6,000円。

「諸支出金」は、令和3年度国庫及び県費補助金確定に伴う返還金2,293万8,000円の増額であるとの説明があり、本委員会は、本補正予算（案）を異議なく承認することといたしました。

次に、認第1号「令和3年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額70億4,746万2,797円。歳出総額64億5,218万3,661円であり、各担当参事・課長等から項目ごとに事業の内容や成果・課題、及びそれに伴う決算の状況、並びに令和3年度における主要事業の「小中一貫教育推進事業」、「新たな観光スタイル推進事業」、「地域公共交通活性化事業」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」並びに「地域政策総務事業」である小学校跡地検討事業の各事業の成果について説明を受け、審査いたしました。

本委員会においては、令和3年度の決算における行政効果を改めて検証し、その検証結果に基づき事業本来の必要性を精査した効率的な予算執行に努めていただくよう求めるとともに、審査結果については、次年度の予算編成においても、限られた財源を真に今必要とされている事業に重点配分することを念頭に置き、取り組まれないとの意見などが交わされ、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第2号「令和3年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険税、県支出金及び各繰入金の歳入、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健康診査事業などの保健事業費等の歳出で実質収支は、1億196万4,541円の決算であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第3号「令和3年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険料や繰入金等の歳入、後期高齢者医療広域連合納付金等の歳出で、実質収支50万3,310円の決算であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第4号「令和3年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」保険事業勘定の実質収支は3,535万3,191円、サービス事業勘定の実質収支は0円で、保険事業勘定における「居宅介護サービス」及び「施設介護

サービス」等の給付事業、並びに「特定入所者介護サービス事業等」の執行状況、サービス事業勘定における「介護予防支援事業」等の執行状況について説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第5号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入歳出総額ともに2億4,924万268円で、下水道使用料や一般会計繰入金などの歳入と流域下水道維持管理負担金を含む公共下水道の維持管理事業並びに公共下水道建設事業等の執行状況について説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第6号「令和3年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、実質収支は288万9,252円であり、香東地区農業集落排水事業にかかる使用料や一般会計繰入金等の歳入と施設管理費及び公債費等の歳出であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第7号「令和3年度吉野町水道事業特別会計決算の認定について」は、収益的収入は3億6,067万1,010円、収益的支出は3億6,472万6,085円であり、業務量は給水人口6,332人、給水戸数は4,590戸、有収率は84.37%となっており、主な建設改良工事は、峰寺地区送配水管布設替工事3,722万1,800円、同工事に伴う舗装本復旧工事781万円等の合計6,396万600円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

日程2 「議第35号の議案の撤回について」を議題とし、理由の説明を求めます。

中井町長。

中井町長

議案の撤回について 令和4年9月6日に提出した、議第35号「令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」の議案を、次の理由により撤

回したいので、吉野町議会会議規則第 20 条の規定により提出する。吉野町議会
議長 野木康司殿 令和 4 年 9 月 16 日 吉野町長 中井章太

提案理由 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算第 6 号の内容について、見直しが必要であるため。よろしくお願いいたします。

野木議長

おはかりします。

ただいま議題となっております「議第 35 号の議案の撤回について」を許可することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議題について許可することに決定いたしました。

上程議案の採決に入ります。

日程 3 議第 30 号「吉野町デジタル変革条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 31 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について、意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第32号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第33号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第34号「吉野町税条例等の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程8 議第36号「令和4年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程9 議第37号「令和4年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案)第1号について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 認第 1 号「令和 3 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 11 認第 2 号「令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 12 認第 3 号「令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 13 認第 4 号「令和 3 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 14 認第 5 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 15 認第 6 号「令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 16 認第 7 号「令和 3 年度吉野町上水道事業特別会計決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は「承認」でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定することに決しました。

日程 17 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました。

小名自治会長 井上 敏氏 他 1 名により提出されております「町道 32 号線の補修について」の要望は、先ほどの産業建設委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありました。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とする

ことにございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに決しました。

追加議案が提出されております。

準備の関係がございしますので、自席で待機願います。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時55分 再開)

野木議長

再開します。

日程18 同第9号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

阪口 榮治氏についてご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

阪口氏は現在、吉野町大字山口にお住まいでございます。

大阪府立大学 工学部 化学工学科を卒業後、住江織物株式会社に勤務され、平成26年4月からは二年間、山口自治会長を務められ、平成26年10月には、

吉野町教育委員に就任され、この任期中に「吉野町教育大綱」「吉野町教育振興計画」の策定に尽力されました。

また、令和3年11月から令和4年3月には、吉野町地域福祉計画策定委員会委員に就任されておられました。

これら本町の社会福祉及び教育活動にご尽力されております。これまでに培われた豊富な経験と知識を生かし、委員として活躍いただきいただけると確信しております。

どうかご同意のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程 19 同第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

佐々木 弘之氏のご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

佐々木 弘之氏は、令和2年1月より人権擁護委員を務めていただき、この間、町民の方一人ひとりの人権を擁護する活動を積極的に取り組んでいただけてまいりました。

また、平成19年12月から今日までの長きにわたり、保護司として活動いただいております。あわせて、自治会活動におきましても町内会長を始め、要職を務めていただくなど多方面において功績を残されております。

こうしたことから、令和5年1月からも引き続き、これまでの知識と経験を生かし、人権擁護委員としてご活躍いただけるものと確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を適任とすることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を適任とすることに決しました。

日程20 議第38号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第7号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

ただいま議長より上程いただきました、議第38号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第7号について」ご説明申し上げます。

本補正予算（案）につきましては、先ほど中井町長からもご説明申し上げました理由により撤回のお願いをいたしましたものでございます。令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号の内容について見直し、補正予算（案）第7号として改めてご審議をお願いするものでございます。

見直しの内容については、大きく二点ございます。

まず一点目は、撤回をお願いいたしました補正予算（案）第6号は、各課等の予算要求の関係から8月中旬に補正予算の編成を行ったものでございます。そのようなことから、8月中旬の本町の状況で補正予算となっておるところでございました。

しかしながら、本定例会開会の直前の9月2日から4日にかけての局地的な豪雨により、町内で約15か所の被害・災害が発生いたしております。

被害の内容につきましては、住民の方々のご協力や町職員での対応が出来た箇所もございましたが、現計予算では対応いたしかねない状況の箇所もあり、今後の台風等による影響も想定し、町民の皆様方に安全で安心して町民生活を送っていただくために、本定例会会期中に復旧対策を検討させていただいており、この度、復旧（案）の策定が整い、そのための予算（案）を調整し、補正予算（案）に追加させていただくものでございます。

次に、二点目につきましては、6号補正予算（案）で提出いたしました「デジタル推進関連予算」の事業財源について、会期中の補予算決算特別委員会において、ふるさと納税を財源とすることについて質疑をいただいたことを踏まえ、その制度主旨につきましては、まだ広く理念が共有化出来ていない状況と判断いたしましたことから、一般財源として歳入予算を組み替えるものでございます。

それでは、その変更内容の概要につきまして、別様でお手元にお配りさせていただいております、議案説明資料をご覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、変更内容につきましては、赤色でお示しさせていただいております。

まず上段、補正予算の概要でございます。第1条 歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出に、それぞれ4億4,707万8,000円の増額に、1,660万円をさらに追加増額し、補正後の歳入歳出予算額を59億4,938万3,000円と定めるものでございます。

追加増額につきましては、後ほど担当課から詳細のご説明を申し上げますが、先ほどご説明申し上げました、9月2日から4日にかけての局地的な豪雨による災害復旧予算の増額でございます。

続きまして、歳入の補正でございます。

19款 繰入金でございますが、デジタル推進関連予算の財源分を一般財源とするため、「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金」1,875万5,000円を減額し、その財源を20款 繰越金とし、災害復旧予算1,160万円を加え、計3,035万5,000円を追加するため、6号補正予算（案）でお示しさせていただいておりました、2億7,104万3,000円を追加し、繰越金を3億139万8,000円とするものであり、歳入合計を4億5,867万8,000円と変更させていただくものでございます。

次に、歳出の補正についてご説明を申し上げます。

議案説明資料左側のページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。ごめんなさい、右側をご覧くださいませようようお願い申し上げます。

下段、赤色でお示しいたしております、10款 災害復旧費でございます。

概要といたしまして、現年単独災害復旧事業810万円で、内容は 修繕料、委託料、工事請負費でございます。

次に、現年単独農林水産施設災害復旧事業350万円で、内容は 修繕料、委託料、計災害復旧費1,160万円の追加で、歳出合計といたしましても同額を追加し、4億5,867万8,000円と変更させていただくものでございます。

それでは引き続き、議第38号「令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第7号」の予算書をもってご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。「令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第7号」につきましては、第1条でお示しいたしております。

歳入歳出の補正は、既定の歳入歳出予算額の総額につきましては、先ほどご

説明申し上げました、災害復旧事業費 1,160 万円を追加し、4 億 5,867 万 8,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を 59 億 4,938 万 3,000 円と定めるものでございます。

第 2 条 債務負担行為の補正、第 3 条 地方債の補正は変更ございません。

第 1 条第 2 項の歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入につきましては、次ページ 2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正の上段から中段にお示しさせていただいており、19 款 繰入金につきましては、1,875 万 5,000 円を減額し、330 万円とし、その財源を 20 款 繰越金とし、災害復旧予算額 1,160 万円を加え、3,035 万 5,000 円を追加するため、繰越金を 3 億 139 万 8,000 円とするものであり、歳入合計を 4 億 5,867 万 8,000 円と変更させていただくものでございます。

歳出につきましては、2、3 ページの下段から 4、5 ページにお示しさせていただいておりますが、4、5 ページの 10 款 災害復旧費といたしまして、公共土木施設災害復旧費 810 万円、農林水産施設災害復旧費 350 万円、計 1,160 万円の追加で、歳出補正合計を 4 億 5,867 万 3,000 円と変更させていただくものでございます。

続きまして、引き続き補正予算書で歳入予算の変更点を申し上げます。

補正予算書 18、19 ページをご覧くださいますようお願い申し上げます。

最上段にお示しさせていただいております、19 款 繰入金につきましては、町営住宅改修基金繰入金 330 万円とし、20 款 繰入金につきましては、デジタル推進関連予算財源とし、1,875 万 5,000 円を増額し、災害復旧予算額 1,160 万円を加えて 3,035 万 5,000 円を追加するため、繰越金を 3 億 139 万 8,000 円とするものであり、歳入合計を 4 億 5,867 万 8,000 円と変更させていただくものでございます。

続きまして、歳出予算に関しましては、22、23 ページの最下段から 24 ページ 25 ページの最上段にお示しいたしてしております、2 款 総務費、3 項 情報管理費、1 目 情報システム費の備考欄にお示しさせていただいております、デジタル化推進事業の財源につきましては、補正額の財源内訳欄におきまして、特定財源のその他から一般財源へ同様に 24、25 ページの中段にお示しさせていた

だいております、3款 民生費、1項 社会福祉費、2目 老人福祉費及び4項 保険年金費の備考欄にお示しさせていただいております、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金並びに26、27ページの最下段から28、29ページの上段にお示しさせていただいております、7款 土木費、6項 住宅費、1項 住宅管理費の備考欄にお示しさせていただいております、デジタル化推進事業の財源についても、同様に補正額の財源内訳において特定財源のその他から一般財源へと移管する内容をお示しさせていただいております。続いて、追加をお願い申し上げます、9月2日から4日にかけての局地的な豪雨による災害復旧予算の増額につきましては、28、29ページの10款 災害復旧費にお示しさせていただいておりますが、補正の内容につきましては、担当の暮らし環境整備課よりご説明申し上げます。

野木議長

森脇暮らし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

それでは、災害復旧費の補正について説明のほうをさせていただきます。

先ほど小西課長からの説明もありましたように、9月2日から4日にかけての豪雨による被害が町内で15か所ありました。

被害の内容につきましては、水路の土砂による閉塞。河川については、護岸の崩壊や流木の堆積。町道や林道については、路肩や法面の崩壊、また倒木等がありました。農地につきましては、畦畔の崩壊等々ございました。

内容によっては、住民の方々や町職員が対応出来た箇所もありますが、対応出来ない箇所について、今回補正の追加をさせていただきました。

それでは、一般会計補正予算書第7号を基に説明をさせていただきます。最後のページにあります28、29ページをお願いします。

10款 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年単独災害復旧事業810万円です。内訳につきましては、修繕料260万円。内容は、河原屋地内の護岸崩壊のため河川内の土砂撤去、峰寺地内の法面の崩壊のため張りコンクリート工、南国栖地内 水路の閉塞による土砂流出のための土砂撤去でございます。

次に、委託料50万円。内容につきましては、河原屋地内の護岸復旧工事に伴

う測量設計でございます。

工事請負費 500 万円。内容につきましては、河原屋地内の護岸復旧工事でございます。

続きまして、農林水産施設災害復旧費、現年単独農林水産施設災害復旧事業 350 万円。内訳につきましては、修繕料 250 万円。内容は、吉野山地内の林道、吉野大峰線の崩土及び倒木の撤去、山口地内の林道、山口線路肩崩壊のため擁壁工を施工。

次に、委託料 100 万円。内容は、山口と柳地内の農地災害復旧工事に伴う測量設計でございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第 38 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 38 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 21 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 22 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、上程いたしました議案、追加議案も含めて全てご承認賜り、誠にありがとうございました。

今定例会におきましては、特にデジタル化が進む中で「デジタル変革条例」こちらのほうも県内初ということで、しっかりと町民の幸せにつながるデジタ

ル化を目指してまいりたいと思いますので、議員、職員におかれましてもご協力よろしく願いいたします。

そして、決算認定におきましては、様々な視点から来年度の事業予算にもつながる貴重なご意見を賜りました。特に、人材育成研修等で基軸をつくっていくために予算化をすべきかという点も、しっかりと令和5年度にも努めてまいりたいと思います。

そして、限られた財源の中でどこに予算を投入するか、しっかりとした事業戦略の明確化、こちらのほうも令和5年度にあたっては、令和3年度、令和4年度の事業の進捗状況を見極めながら進めてまいりたいと思います。

そして、付託案件で委員会付託もありました。新庁舎建設適地選定の方向性につきまして、私のほうから方針を示させていただきました。議会の皆さん方に委員会で方針を示した、ここから町の現状、将来のことも考え、町民の皆さん方に丁寧に説明会を実施してまいりたいと思います。特に、現在におきましては人口減少の中で、町の運営という視点よりも町の経営という視点を重視していかないといけない状況ではないかと思っております。そういったことも含めまして、丁寧な説明をさせていただきながら閉会后、総務文教厚生委員会、臨時議会等々、議員の皆さん方にはご協力を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたけれども、台風14号が週末に接近しております。十分注意されて、被害がないことをお祈り申し上げ、議員各位の活動を申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。これをもちまして、令和4年第3回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前 11時 18分 閉会)